

Title	マルティン・ルターの戦争観：一五二〇年代後半の対オスマン帝国関係文書を中心に
Sub Title	Luther's doctrine of just war and his writings on the threat of the Ottman empire (1526-1529)
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.415(415)- 463(463)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 西洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0415

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マルティン・ルターの戦争観

——一五二〇年代後半の対オスマン帝国関係文書を中心に——

野々瀬 浩 司

はじめに

果たして宗教改革は、中世ヨーロッパにおいて支配的であったキリスト教的な戦争観にどのような変化を与えたのであろうか。あるいは、宗教改革期の戦争観は、十字軍思想をはじめとした中世の聖戦論や正戦論との間に、どのような連続性や相違性を持っていたのであろうか。

このような問いに答えるためには、様々な宗教改革者たちの戦争観や当時の戦争が勃発した諸要因について、詳細に実証的に分析する必要があるが、ここでは一六世紀に最も影響力のあった神学者であるマルティン・ルター（一四八三―一五四六年）の戦争観を抽出することとしたい。実際にルターは、自己の置かれていた社会的状況から複数の戦争との関わりを持たざるをえなかった。研

究者によれば、特に次のような七つの事例などが確認できる。つまり、それは①一五二二―一五二三年のジツキンゲンなどが起こした騎士戦争、②一五二五年のドイツ農民戦争、③一五二八年のパック事件、④一五二九年のオスマン帝国による第一次ウィーン包囲、⑤一五三四年のヴェルテンブルク公ウルリヒの復帰問題に関連した戦乱、⑥一五四二年にザクセン選帝侯とザクセン公との間に起こったヴルツェンをめぐるフェーデ、⑦ザクセン選帝侯などのシュマルカルデン同盟軍によるブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテル公領への遠征（一五四二―一五四五年）である。^①このすべての事例について考察することは、紙面上の制約があることから非常に困難であり、ここでは中世の思想との差異がより明確に表れているもの、つまり異教徒との戦いである対オスマン

帝国関係の著作に限定して分析したい。なお一五三〇年前後以外にもルターは、イスラム教徒、とりわけトルコ人について多く言及しているが、オスマン帝国と対決した最上位にある世俗権力としての神聖ローマ皇帝に対するルターの見方が一五三〇年代には変化するので、本稿では考察の対象を、一五二〇年代後半の史料、つまりオスマン帝国による一五二九年の第一次ウィーン包囲に係した著作に絞ることとする。

以上のような事情を踏まえて、一五二〇年代後半にマルティン・ルターは、『トルコ人に対する戦争について』と『トルコ人に対する軍隊説教』という最も重要な著作を執筆したので、その二つの史料を中心に分析することを通して、彼の戦争観を明らかにする。従って、オスマン帝国問題に関わるルターの三大著作の一つといわれている『トルコ人に対する祈りについての戒め』は一五四一年に公刊された上に、戦争論よりも人々の道徳的改善の不足を糾弾し、悔い改めを促すことに力点が置かれているので、今回は主な分析対象とはせずに、参照するだけにとどめた。

次にルターの戦争観に関する研究史を簡単に概観し、その論点や問題点について指摘したい。これまでルター

のトルコ人観やイスラム教理解に関しては、比較的豊富な研究蓄積が残されているが、対トルコ戦争におけるルターの戦争観を分析した研究は、それほど多くはなされていない。そのほとんどの研究者は、ルターが中世の十字軍思想を否定したことでは一致しているが、その視点や強調点は微妙に異なっている。

私が調べた範囲内で、ルターの戦争観に関して言及した文献の中で最も古いものは、第一次世界大戦中の一九一五年に書かれたO・アルブレヒトのものであるが、しかしこれは、合理的な分析を行った研究書というよりも、ルターの戦争観が表れた様々な史料のエッセンスを、より短く自由な形態で説教風に凝縮して要約した文章で綴られたものである。その一年後にも戦争の不安な状況下で、アンスバッハの牧師であるヘルマン・シュタインラインがルターの戦争観について考察しているが、これも、年代ごとの整理を行わずにルターの著作からの雑然とした引用に基づいて自己の所見を述べたものであって、思想史研究として学術的には不十分な成果しかもたらしっていない。さらに、第二次世界大戦が勃発してからしばらくして、対オスマン帝国戦争に関連した二つのルター研究が公刊された。ヘルマン・ランパルターは、対トルコ

戦争におけるルターの立場を考察して、人間の罪に対する神の裁き、悔い改めの説教、絶え間ない祈りの喚起、キリスト教的信仰の根本原理の銘記、終末論的な意識という五つの宗教的な要素を指摘した⁽⁷⁾。そして、リヒャルト・リントは、中世の十字軍思想を幅広く考察した上で、それと比較しながら、ルターのとオスマン帝国関係文書を綿密に分析し、ルターが神の国と世俗の国の秩序を混合することに対して厳しく批判して、聖戦や霊的な目的を持った戦争を拒絶したことを明らかにした⁽⁸⁾。さらにリントは、世俗秩序とそれへの服従という視点から、ルターが対オスマン帝国戦争を肯定した際の思想的根拠を明確に提示した。

今日においてもルターの正戦論を最も幅広い視点で総合的に考察したものは、一九五五年にグラーツ大学に博士論文として提出したプレッシュの研究である⁽⁹⁾。プレッシュは、ルターにおける神の義や人間の義などの義の概念を詳細に分析した上で、代表的な教父や中世のスコラ哲学者たちの正戦論を概観して、ルターの戦争観との比較を行った結果、戦争を是認する際の根拠に関して、両者の間の類似性を明らかにした。確かにプレッシュの研究は、中世からのキリスト教思想史の中でルターの正戦

論を位置づけたという点において多くの意義を持っているが、しかし十字軍思想に対する考察をほとんど行わずに、中世の思想（アウグスティヌスに加えて教会法学者やスコラ哲学者など）との連続面のみを強調し、ルター特有の新しい部分を見過している点において課題を持っている。

東西冷戦期の一九六〇年代後半に現れたヘルマン・クンストの研究は、オスマン帝国との戦争を含めた四つの戦争と関係したルターの著作を分析し、それらに共通した思想として、ルターがキリスト教的な戦争を否定し、戦争は専ら世俗国家によって遂行されるべきだという立場に立っていることを指摘した⁽¹⁰⁾。またクンストによれば、ルターは、市民としての義務を果たすという意味で、軍人に対して、キリスト教徒として従軍することを認めたというのである。一九八〇年に現れたエルトマンの研究⁽¹¹⁾は、ルターがどのように正しい戦争と不正な戦争を区分けたのかについて考察した上で、攻撃的な戦争を否定し、防衛戦争のみを容認したことなどを指摘したが、場合によってそれが内乱（*Volkskrieg*）にまで発展する可能性を示唆した。その上でエルトマンは、トマス・アキナス、近世スペインの神学者たち、グロテュウス、

マキャヴェツリ、フィヒテなどによる議論と概略的に比較しながら、キリスト教思想史の中でルターの立場を位置づけようとしたが、戦争に関する現代的な視点を議論の中に取り込みすぎている点において、思想史研究として若干の難点が認められる。

正しい戦争という問題に対するルターの立場を考察したアンドレアス・パウラスは、中世のスコラ哲学の正戦論と比較しながら、ルターとの間に相違点だけではなく多くの類似点を指摘したが、ルターの個々の著作の成立事情についてあまり言及せずに、幅広い史料を用いて総論的に言及している。ただし彼の研究は、オスマン帝国による第一次ウィーン包囲に関連したルターの戦争論に焦点を絞ったものではないために、この時期の史料に特有な思想的特徴を抽出する視点に乏しい。¹² ルター研究の泰斗であるマルティン・ブレヒトも、ルターとトルコ人との関わりについての研究を残している。彼の研究は、ルターの戦争観に焦点を絞ったものではなく、ルターとトルコ問題との関係を時系列的に追いながら、イスラム教徒やトルコ人に対するルターの立場を明らかにした。その結果ブレヒトは、ルターが当初からオスマン帝国に対する十字軍思想を否定して、侵略者に対する軍事防衛

を専ら世俗的な課題であると見なしていたことを明記した。¹³

二一世紀に入り、キリスト教とイスラム教の対立がより鮮明に顕在化するにつれて、ルターのイスラム観やトルコ戦争における態度に関する総合的な研究が登場してきた。アダム・S・フランシスコは、一六世紀までのイスラム教に対するヨーロッパ人の見方やオスマン帝国の状況を概観し、ルターが取得していたイスラムに関する情報源を明示した上で、その宗教に対するルターの批判的態度の本質を、終末論的な歴史観に影響を受けた、神学的・護教論的なものと見なした。その関連の中でフランシスコは、ルターが伝統的な十字軍思想の正当性を否定しながらも、オスマン帝国の侵攻に対する軍事的対応には必ずしも反対せず、世俗の公権力が司法権を行使して違法な者を罰するように、外国からの侵略者たちに対して剣を用いて戦う正戦を肯定した立場を明らかにした。¹⁴ グレゴリー・ミラーは、ルターの戦争論とそれ以前のものとは比較して、その中世的性格を強調したが、ルターが十字軍や聖戦を否定し、聖職者の影響力を戦争から遠ざけた点において、教会に対して国家の権限の拡大に繋がることを指摘した。¹⁵ ルターと戦争との関連につい

て最も大規模な思想史的研究を行ったのは、フォルカー・シュトゥームケであり、彼はこれまでなされてきた平和論や暴力論に関する膨大な研究史を踏まえた上で、ルターが残した著作を総合的に分析し、政治倫理の枠の中でその平和理解について詳細に探求した¹⁶。その結果シュトゥームケは、ルターの政治倫理には、①地上の政治の最高目標である世俗的な平和、②憎悪や貪欲などの人間的な罪の表現形態から解放された心の中の内面的な平和、③神によってのみ実現可能な天国の平和という三つの概念があることを明らかにした。

この問題に関する邦語で残された実質的に唯一の研究である宮庄哲夫氏の論考は、ルターの『トルコ人に対する戦争について』を詳細に考察し、その主要な執筆意図が、イスラム教徒批判や反教皇的な立場の表明ではなく、悔い改めを核とする福音主義的な信仰論の提示にあったと判断したが、重要な先行研究をあまり多くは参照していない点などにおいて検討の余地がある¹⁷。

このように研究史を俯瞰すれば、ルターの戦争観をめぐめる研究には、研究者の生きた時代の問題意識や立場が反映してきたことは間違いない。とりわけ九・一一のテロ事件やイラク戦争に象徴されるような文明の衝突が深

刻化しつつある現在においては、「そもそもキリスト教の戦争観とは何か」という原点に立ち返った根源的な問いについて再考する必要性が生じている。ルターの戦争観を分析することは、そのような問題提起に対する明確な解答へと至るための貴重な題材の一つを提供する契機となりうるものと思われる。これまでの複数の研究では、十字軍思想との関わりが中心に議論され、戦争に対するキリスト教思想史全体の中でルターの立場をどのように位置づけるのかという観点がやや不足している印象を受ける。具体的にはアウグスティヌスやトマス・アクイナスの正戦論との関係はどのようであったのか、あるいは中世の思想との断絶面と連続面をどのように総合的に考察すべきか、さらには次の時代の戦争観にどのような影響を与えたのかという視点が、一部の研究を除けば、乏しいことが挙げられる。つまり、宗教改革によってもたらされた新しい思想が、戦争観という社会秩序に直結する分野に関して、従来の中世的な思想にどのような変化を与えたのか、あるいはそのどの部分を継承したのかという問題についてより実証的に考察することが求められる。西ヨーロッパでは一六四八年以降、スイスで起こった二つのフィルメルゲン戦争（一六五六年、一七一二

年)を除けば、宗教戦争の性格を強く帯びた大規模な軍事的衝突はほぼ消滅し、戦争の世俗化が進展したが、そのような戦史上の変化に宗教改革がどのように関わっているのかについても考えてみたい。

以上のような問題提起に基づいてルターの残した史料を分析するにあたって、ここでは次のような構成で議論を進めることにする。まず議論の前提としての知識を提示するために、第一章では古代から中世までのキリスト教における戦争観の変遷を概観し、原始キリスト教時代の戦争観や十字軍思想についても言及しながら、特にアウグスティヌスとトマス・アキナスの戦争論を中心に考察する。第二章では、ルターがオスマン帝国に関係した著作を起草した際の時代背景や社会情勢を明らかにし、個々の史料の執筆意図などの史料分析に必要な情報を提供したい。それに基づいて、第三章ではルターがどのようなタイプの戦争を不正と見なしたのかについて考察し、最後に第四章では、彼がどのような意味でオスマン帝国との戦争を肯定し、正当と見なしたのかについて解明したい。

第一章 中世末までのキリスト教における戦争

観の概観―アウグスティヌスとトマス・アキナスを中心として―

ここでは宗教改革期の戦争観を分析する前に、それ以前にキリスト教世界ではどのような戦争観があったのかについて簡単に概観する。なぜなら、そのような作業を通してはじめて、歴史的な流れの中で宗教改革期の戦争論を正しく位置づけることが可能だからだ。そもそもイエスやパウロの思想から、戦争に関する明確な立場を導き出す際には、大きな困難が生じる。それは、本来聖書が政治的対立や社会問題を解決するために編纂されたものではなかったことと関係する。しかも、新約聖書の穏やかな内容と旧約聖書の好戦的な記事との間の大きな差異、特に敵への愛や非暴力を説く寛容で柔和なイエスの教えと古代ユダヤ人による激しい戦争の叙述が認められることは、キリスト教世界内における多様な戦争観を生み出す要因となり、そして、それは時代によって大きく変容してきたのである¹⁸。

キリスト教の長い歴史の中で存在してきた様々な戦争観をどのように明確に分類できるのかという重大な問題

の解決には、膨大な史料の編集作業とそれに纏わる学説史の整理などの大きな困難が予想されるので、ここでは仮に山内進氏とベイントンの分類を紹介するにとどめたい。山内氏は欧米の戦争観を、①戦争全面否定論・絶対平和主義、②戦争全面肯定論・絶対的主戦論、③条件付き戦争肯定論という三つのカテゴリーに分けた。¹⁹戦争全面否定論とは、暴力や武力の行使すべてを否定するものであり、例えば原始キリスト教時代の人々、エラスムス、再洗礼派、クエーカーなどにその思想が認められる。次の戦争全面肯定論とは、戦うことそれ自体を賛美するもので、具体的には中世の吟遊詩人ベルトラン・ド・ボルンや幾つかの騎士文学などに見られる。そして、最後の条件付き戦争肯定論は、本来戦争は回避すべきものだが、「正しい戦争」と「不正な戦争」を区別する必要性を主張する立場に立つものであり、その内実は多様である。ここで分析対象となっているルターの立場は、この条件付き肯定論に属する。しかも山内進氏によれば、「正しい戦争」は、①神との関係で正当化される聖戦、②ヨーロッパ的な観念としての正戦、③国際法的に合法と認められた合法戦争という三つのカテゴリーに分けられるべきだといっているのである。特にこの分類で注意すべき事項

としては、「正しい戦争」(righteous war, good war)と「正戦」(just war)を区別し、前者がより一般的・感性的な概念であるのに対して、後者は西洋に固有な神学的あるいは法学的概念であるという前提に立っている点が挙げられる。

それに対してベイントンの分類によると、西欧の戦争論は、平和主義、正戦、十字軍という三つに分けられている。²⁰ベイントンによれば平和主義は、原始キリスト教時代の教会の立場に加えて、初期の教父、マルキオン、中世ではヴァルド派などの諸分派、ルネサンス期にはエラスムスなどの人文主義者、宗教改革期における再洗礼派、そしてクエーカーやプレズリン派へと流れていったというのである。次のキリスト教における正戦の思想は、アンブロシウスとアウグスティヌスに始まり、それはカトリック教会だけではなく、ルター派や英国国教会へと引き継がれている。最後の十字軍思想は、旧約聖書にその淵源を持ち、中世だけではなく、近世にはトマス・ミュンツァーや改革派、そして後のクロムウェルの中にも見られるというのである。なおその他に、中世ヨーロッパにおける正しい戦争に限定した議論ではあるが、ブレッシユの分類がある。彼は、①神の直接的な命令に

よる戦争、②神によつて望まれた秩序としての自然法に依拠した戦争、③神から刑罰権を賦与された公權力の命令に基づく戦争という三つの区分を行つてゐる。⁽²¹⁾どのような分類がより適切であるのかについては、今後の研究課題としたいが、このような区分は多様な事実を整理する際に役立つので、ここで簡単に紹介した。

古代キリスト教の戦争観は、四世紀初頭を境にして大きく変貌したといわれている。原始キリスト教社会では、戦争に対する明確な見解を持つ必要性が信徒たちには基本的に乏しかった。ローマ帝国内では少数派であった時代のキリスト教徒は、政治や軍事の問題に深く関与することなく生活することが可能であり、敵をも愛する普遍的で平等な愛を尊重し、暴力を嫌い、殺人を否定し、全体としては戦争への参加に対してはあまり積極的ではなかった。当時多くの信徒は、イエスの生き方を模倣して、悪に対して暴力を用いて戦うよりも、善のために殉教することこそ理想的な在り方だと考えていた。ただし、聖書の中には兵士という職業に好意的な記述が幾つか見られる。例えば、イエスや洗礼者ヨハネやペテロの信奉者の中に軍人(百人隊長や兵士)の存在が確認できる(ルカによる福音書三章一四節、七章一一〇節、使徒言行

録一〇章)。しかしながら、初期キリスト教期に信徒の中で軍務につく者は、比較的少数であり、兵役を忌避する者やそのために殉教した者に関する史料も残されている。あるいは、一七二年になつてはじめてキリスト教徒がローマ軍に入隊していた証拠が確認できるといふ指摘が散見される。⁽²²⁾軍事的な行為に対して、教会がそのように消極的な(少なくとも曖昧な)態度をとつた背景としては、様々な要因が想定されているが、基本的にはローマ帝国自体がキリスト教徒を迫害する存在であつたことが大きく影響していた。しかも、キリスト教徒にとつてローマ軍は、あくまでも異教的な宗教性を帯びた軍事組織であり、その軍旗は崇拜の対象とされる可能性が高く、軍隊生活の中でローマの神々への生け贄や礼拝を強いられることには、偶像崇拜の危険性があつたのである。教父に代表される初期の宗教的指導者たちの中には、例えばタイアノス、テルトゥリアヌス、オリゲネス、ラクトンティウス、ヒッポリュトスなどのように、キリスト教徒が軍務に携はることに反対ないしは消極的な態度をとつた者が存在した。⁽²³⁾

しかし、コンスタンティヌス大帝時代のミラノ勅令によるキリスト教の公認(三一三年)以来、そのような立

場は大きく転換し、キリスト教徒が支配体制内の宗教を信じる者として平和を維持するための軍事的な役割を担う必要性が生じてしまった。例えば、三一四年のアルル教会会議の第三条で、平和時に武器を投げ捨てて脱走した兵隊の破門が議決されたことに見られるように、ここに国家権力と結びつき始めたキリスト教の世俗化と軍事化が進行したのである。なお、この条項に関しては兵役がキリスト教徒にとって当然の義務になったことは確認できるが、脱走兵の破門までは規定していないという解釈もある。また、四一六年に東ローマ皇帝テオドシウス二世（在位四〇八～四五〇年）は、非キリスト教徒を軍隊から閉め出してしまったのである⁽²⁴⁾。

そのような状況の中で、ミラノ司教アンブロシウス（三三九頃～三九七年）がはじめて正戦を明確に承認し、その影響を受けたヒッポ司教アウグスティヌス（三五四～四三〇年）がキリスト教会に正戦論を定着させたという見解が多くの研究者に支持されている。また、この二人の偉大な教父の戦争観には、古代ローマの哲学者キケロからの影響が指摘されている⁽²⁵⁾。古代末のキリスト教最大の教父であるアウグスティヌスの戦争論は、体系的な教義として論じられたものではなく、具体的な歴史的状

況の中で必要に迫られて生み出されたものであり、具体的にそれは、『自由意志論』、『マニ教ファウストゥス駁論』、『マルケリヌス宛書簡』、『ボニファティウス宛書簡』、『ダリウス宛書簡』、『説教』、『神の国』、『モーセ七書問題論集』の中に表れている⁽²⁶⁾。基本的にアウグスティヌスの戦争観は、好戦的なものではなく、平和を希求し、愛を要求するより内面的なものと考えられ、戦争に対する強い拒否的な姿勢を前提にしてその議論が展開されている⁽²⁷⁾。つまり彼は、キリスト教徒の兵士が、常に平和の獲得という目的のために存在すると見ていた。また彼は、完全な平和は終末の時にはじめて到来するという悲観的な社会観に依拠して、戦争について論じたのである。西ゴートやヴァンダルなどのゲルマン人の侵入、ドナティストによる騒乱、西ローマ帝国の瓦解などによって、四世紀末から教会や国家の防衛の重要性が増していた。それに加えて、アウグスティヌスは、戦争を命じる旧約聖書の神を批判したマニ教徒ファウストゥスに対して、強く反論する必要性に迫られていた。そのような状況下で、彼は、戦争は人間の過ちゆえに必要なものと見なし、公的な次元での正当な殺人や武力行使を容認し、兵士に対して罪のない人を守るために戦う義務を唱えた。つまり、

原罪の結果、平和な状態が崩れて不和や紛争が発生し、それを可能な限り抑制するための論拠が求められたのである。アウグステイヌスは、人間社会における秩序を維持するためには、世俗国家は利己的な本性を持つ人間にとって必要不可欠なものであるという前提の上に、地上の善は低次なものとしながらも、条件付きで戦争を肯定した。彼にとつては、軍隊の原動力は愛徳であり、正しい戦争で敵を殺す兵士と死刑判決を執行する刑吏は殺人者ではないのである。ただし、戦争によつてもたらされる悲惨について深く認識していたアウグステイヌスは、平和こそが戦争の目的であるとして、平和を保障する正当な目的がある時のみ、戦争の正当性を認めた。

研究者によれば、アウグステイヌスが戦争を肯定する際には、①神自身が命じている場合、②神が命じていなくても合法的な權威によつて、正当な理由があつて、正しい意図と正しい愛がある場合、③しかし、合法的な權威と正当な理由だけでは一時的な正しさにすぎないという三つの基本的立場が認められるというのである。しかも、アウグステイヌスは、過去にあったローマ帝国による侵略戦争に対しては反対し、名譽欲や虚栄心による戦争を否定した⁽²⁸⁾。アウグステイヌスが戦争における正義に

ついて議論した際に、基本的に敵対する側の侵害という不正義を是正するための戦闘を正しい戦争であると定義した。防衛戦争の場合に彼は、正戦の目的は侵略者の不正行為を防止し、それを罰することにあるとした。それに対して攻撃的な戦争が肯定されるためには、①その成員の犯した悪事に対して賠償を支払うことを拒否した国家に対する戦争と、②不正に占有されている財産を返却せずにいる国家に対する戦争という二つのケースを想定したのである。そして彼は、正しい戦争を行う主体は、あくまでも世俗国家の支配者であると考えた⁽³⁰⁾。このようなアウグステイヌスの考えが、セビリアのイシドルス、グラティアヌスの『教令集』、トマス・アキナスなどをはじめとして、戦争に対する中世のキリスト教会の姿勢に大きな痕跡を残したことは間違いない⁽³¹⁾。さらにその遺産は、宗教改革の主要な指導者にも引き継がれ、現代にも及んでいる。確かにアウグステイヌスの正戦論には、神の意志や命令が尊重されている点などにおいて、聖戦へと発展する可能性を内包していたが、しかしながら、それが軍事的な手段を伴う宗教的熱狂主義とはほど遠い性質のものであったことは、注目すべき点であろう⁽³²⁾。

中世ヨーロッパには、キリスト教徒同士の戦争や

フエーデだけではなく、十字軍（一〇九六―一二九一年）やレコンキスタ（七一―一四九二年）に見られるように、異教徒との戦闘が行われた。それ以前の正戦論とは異なり、十字軍には、世俗権力主導ではなく神の代理人である教皇によって提唱された点で、イスラム教徒に対して遂行された聖戦としての色彩が強かった。十字軍思想には、共存ではなく、排除や浄化の思想が認められ、山内進氏によれば、その根源の一つにはキリスト教の純化を求めたグレゴリウス改革が存在するというのである。⁽³⁴⁾一〇九五年のクレルモン教会会議で教皇ウルバヌス二世（在位一〇八八―一〇九九年）の演説によって、「クレルモンの神秘」と呼ばれる民衆の集団的熱狂状態が生み出された。ここでウルバヌス二世は、「聖戦」(praelia sancta) という言葉をより明確化したといわれている。彼は東方でのキリスト教徒の苦しみを強調し、異教徒による聖地エルサレム占領とキリスト教徒への迫害を嘆き、その聖地が汚染されているという認識に立って、聖地の解放は神のための正義の戦いとして神の業であり、それへの参与は罪の赦免をもたらし、これによって罪の償いは免除されると力説した。⁽³⁶⁾十字軍という運動の思想的背景を総括することは、容易な作業ではないが、

その提唱者であったウルバヌス二世の演説の中には、少なくとも以下の七つの要素が認められる。つまりそれは、①トルコ人の侵入と東方のキリスト教徒の苦難、②東方のキリスト教徒への救援の必要性、③キリスト教徒相互の不正な内戦の代わりにトルコ人に対する正しい戦争を行うべきこと、つまり神の平和と十字軍を結びつけたこと、④これまで犯してきた罪の贖宥、⑤東方の富ないし掠奪品への期待、⑥家族や財産への愛着などのいかなるものによっても出発を延期すべきではないこと、⑦神が先導者であることである。⁽³⁷⁾東方教会のイスラム支配からの解放というウルバヌス二世の主張には、キリスト教世界の再統一という意図が確認できるが、異教徒に対する全キリスト教的共同社会という理念も存在する。⁽³⁸⁾確かに多くの人々を十字軍へと駆りたてた原動力は、信仰、意識、感情、先入観、精神志向などの複合物であり、それは宗教だけではなく社会の中で根づいていたものでもあったが、しかしながら、ウルバヌス二世の訴えの中で最も影響力を及ぼした要素は、贖宥行為としての戦争を呼びかけたことにあった。その背後には武装した巡礼やキリストの戦士による対異教徒戦争という思想の形成が関係し、十字軍遠征での戦死は殉教あるいは天国に入る

ための確実な保証と見なされていた。⁽³⁹⁾ 元来、聖地への巡礼の思想と教会の奉仕としての聖戦の理念とは、それぞれ異なる思想的系譜に属していた。

十字軍時代の後半に活躍した、最大のスコラ哲学者であるトマス・アクィナス(一二二四―一二七四年)は、アリストテレスの哲学とキリスト教を融合させ、中世キリスト教思想を体系化させた人物として位置づけられるが、彼の戦争論も後世に重大な影響を及ぼした。『神学大全』第II・II部第四〇題でトマスは、戦争について記述し、不正な戦争と正しい戦争を区別し、正戦であるための三つの条件を提示した。⁽⁴⁰⁾ まずトマスは、戦争を引き起こすことは、私人に属する仕事ではないという理由から、開戦には君主の権威(*auctoritas principis*)が不可欠と考えた。これは、戦争に纏わる諸問題が、共通善を維持するという課題を担っている国家に関わる公的領域に属していることを意味する。⁽⁴¹⁾ ここでトマスは、聖職者によって主導された十字軍の是非については明確には言及してはいないが、世俗君主によって遂行された正戦を念頭に置いている。またこの箇所からは、中世社会で頻繁に行われたフェーデに対する批判的態度が垣間見られる。⁽⁴²⁾ 次に彼は、正戦には正当な原因(*causa justa*)が必

要であり、正しい戦争とは不正を罰するものでなければならず、攻撃相手に罪がある場合に容認されうると考えた。最後に彼は、戦争を実行する人に、善の助長や悪の回避などの正当な意図(*intentio recta*)がなくてはならないと主張した。つまり、正しい戦争を行っている人々は平和を意図するのである。

基本的にトマスは、戦争における宗教的な理由を前面には出さず、聖職者には交戦権を認めなかった。なぜなら、聖職者の本来の仕事は、神を賛美して人々のために祈ることであって、殺人や流血はそれに相応しくないからである。聖職者が直接手に武器を取って戦闘することは許されず、彼らは正戦を行っている者を奨励や赦しによって援助する「霊的戦争」のみに関わることでできるとされた。確かにトマスは、人間社会における平和は神への愛と隣人愛の業としてのみ成立しようと考え、正戦を神の似姿の救済のための行為(*Akt gottebenbildlicher Heilsfürsorge*)であると同時に、神の栄光を守るための行為として認識し、⁽⁴³⁾ そこに信仰上の意味を見ていたが、しかしながら、異教徒に対する比較的寛容な態度を示していたトマスの正戦論には、聖戦の観念はほぼ認めることはできないという指摘がなされている。⁽⁴⁴⁾ 逆に、不当な

征服からのキリスト教徒の解放として、教会による十字軍やレコンキスタの根拠づけを行ったと見る見解もあり、現段階で聖戦に対するトマスの立場に関する明確な学術的判断は難しい⁽⁴⁵⁾。少なくとも戦争一般の無制限な拡散化を未然に阻止しようとしたトマスの正戦論には、アウグスティヌスの著作やグラティアヌス『教令集』からの影響に加えて、アリストテレスの政治哲学に基づいて、君主の仕事としての共通善の保全のために秩序や平和を希求する態度が見られる。トマスの戦争観が政治や国家に対するポジティブな観念に依拠していた点は、罪の所産として政治を悲観的に見ていたアウグスティヌスの思想とは大きく異なることは間違いない⁽⁴⁶⁾。

このようなトマスの戦争観は、近代初期にスペインによるインデリオに対する征服戦争が問題になると、ラス・カサス（一四七四―一五六六年）やサラマンカ学派の戦争論にその痕跡を認めることができる⁽⁴⁷⁾。なお、一六世紀に教皇の権威が衰退し、宗教改革によって聖書解釈が俗人にも容認されると、様々な戦争観が登場することになる。例えば公権力に認められた宗教改革者であるルターとカルヴァンは、条件付きで正しい戦争を認めたが、それに対して再洗礼派やエラスムスは、非常に平和主義

的な思想を展開したのである⁽⁴⁸⁾。

第二章 一五二〇年代におけるオスマン帝国の脅威をめぐる情勢とルター

一三世紀末にアナトリアで誕生したオスマン帝国は、一四五三年にビザンツ帝国を滅ぼし、コンスタンティノープルを占領して以降、一五一七年にエジプトの мамルーク朝を滅亡させ、東地中海にその領土を拡大した。そして、スルタンのスレイマン大帝（在位一五二〇―一五六六年）のもとで、オスマン帝国の拡張政策の新しい局面が始まり、地中海沿岸と中央ヨーロッパへの進出が積極的に実行された。一五二一年に「壮麗王」と呼ばれたスレイマン一世はベオグラードを占領し、一五二二年にヨハネ騎士団の根拠地ロードス島を包囲し、四ヶ月にも及ぶ攻防戦の末それを陥落させ、キリスト教世界を震撼させた。さらにオスマン帝国は、一五二六年にハンガリー王ラヨシユ二世（在位一五一六―一五二六年）をモハーチの戦いで破り戦死させ、ブダまで進軍し、ハンガリー中・南部を支配下に置いた⁽⁴⁹⁾。当時イタリア問題をめぐってコニャック同盟などに対する緊急な対応に追われていた皇帝カール五世（皇帝在位一五一九―一五五六

年)は、ハンガリー王からの再三の援軍要請にもかかわらず、十分な支援を提供することができなかった。また、シュバイヤー帝国議会においてフェルディナント大公による必死な説得がなされたものの、宗教問題を優先させたドイツの諸侯や諸都市からの軍事援助の動きは、結局不十分なままに終わってしまった^⑤。モハーチの敗戦という深刻な出来事は、東方の異教徒からの侵略を防いでいたハンガリー王国を瓦解させ、オスマン帝国と神聖ローマ帝国が直接対峙する事態を創出し、ヨーロッパの人々に「トルコ人の脅威」を極端にまで意識させることとなった。これ以降ハプスブルク家は、東方における対オスマン政策という困難で重い負担を強いられることになったのである^⑥。

その後、中小の貴族たちはトランシルヴァニア侯サボヤイ・ヤーノシュをハンガリー王に選んだが、それに対して、ラヨシュ二世の姉を妻としていたハプスブルク家出身のオーストリア大公フェルディナントは、諸侯によつて対抗国会でハンガリー王に選出された。その結果、二人の人物が同時にその王位継承権を主張して対立し、軍事的に劣勢となったヤーノシュはスレイマン一世に庇護を求め、その支持を得た。この時既にカール五世は、

中央ヨーロッパにおけるオスマン帝国に対する防衛戦争を、弟のフェルディナントに委任していたのであった。そしてスレイマン大帝は、ハンガリー領有をめぐるハプスブルク家との争いを口実に、一五二九年五月に大軍を率いて西進し、ついにウィーンを包囲したが、結局その町を陥落させることはできずに同年一〇月中旬に撤退した。普遍的な世界帝国にまで発展したオスマン帝国によつてもたらされた「トルコ人の脅威」は、ヨーロッパの人々にとっては深刻な問題となっていた。しかも、活版印刷術の普及によつて「儲け第一主義」のために大量に生産された木版画付きのビラは、「トルコ人の脅威」を宣伝して、民衆を煽り、恐怖心・不安感・敵意などを植えつけた。当時アルブレヒト・デューラー(一四七一年一五二八年)も、ヨハネ黙示録に関連した版画の制作などによつて、キリスト教の迫害者としての「トルコ人の脅威」を伝えた画家の一人であった^⑦。この頃ドイツでは、一五二九年にはシュバイヤー帝国議会で、宗教改革の導入をめぐつてカトリックとルター派が対立し、ハプスブルク家がトルコ問題に全勢力を注ぐことができる状況になかったのである。またフランス国王フランソワ一世(在位一五一五―一五四七年)は、イタリアでの権益

をめぐるカール五世との確執から、オスマン帝国と密かに同盟を結んでいた。さらに別の見方をすれば、一五二〇年代後半にカール五世が「トルコ人の脅威」などの外交問題に対処する必要に迫られていたことは、ルター派の諸侯や都市が、カトリック勢力からの大規模で激しい軍事的攻撃に曝される危機を回避させ、この時期の宗教改革の進展を促進したのである。つまり、意図せざる結果としてトルコ人は宗教改革運動に助成したのであり、「トルコ人の脅威」がなかったならば、プロテスタンティズムは、中世のカタリ派のように武力で弾圧されてしまう可能性があったのである。また、ルター派の人々にとって、トルコの同盟者であるサーポヤイ・ヤーノシユは、東方におけるハプスブルク家の勢力増大を抑制するための防波堤のような存在に思えたのである。つまり、対トルコ戦争は、広い観点から見ると、宗教改革史の経過に決定的な影響を及ぼしたと解釈できる⁽³⁵⁾。

福音主義的な神学者たちは、自己の抱えていた諸問題に純粹に専心できたわけではなく、ヨーロッパにおける特定の権力情勢をも考慮しなければならなかった。神聖ローマ帝国外の政治的出来事についてルターは、しばしば注意を向けていた。ヨーロッパがトルコ人によって脅

威にさらされていたことを、数年来彼は意識していた⁽³⁴⁾。ルターは、モハーチの戦いという出来事の中に終末の徴候の一つを見た。当時書かれた軍人に関する著作の中で、彼は、オスマン帝国への武力抵抗を否定したという非難を最終的に取り除くために、トルコ戦争に対する態度表明を考えていた⁽³⁵⁾。一五二七年末には、トルコによるハンガリーへの新たな侵略が差し迫っていた。ルターは、神がそのような好戦的な民族を追い払ってくれるように祈ったのである。一五二八年初頭に公刊した『ザクセン選帝侯領内の牧師たちに対する巡察指導書』でルターは、牧師に対する指示として特にトルコ人に対する防衛戦争の正当性についての章を挿入したのである⁽³⁶⁾。

一五二八年八月にルターは、『トルコ人に対する戦争について』という著作の計画を明らかにし、同年一〇月にその執筆を始めた。しかし原稿の最初の部分が印刷所で消失し、新たに書き直さなければならなかった⁽³⁷⁾ので、結局その公刊は一五二九年四月にまでずれ込んだ。ルターは、『トルコ人に対する戦争について』をヘッセン方伯フィリップに捧げた。それによってルターが、特別な強い意図をもって、諸侯たちに皇帝や帝国に対する従軍義務を想起させようとしたのかどうかについては不確

かではあるが、少なくともこの著作は、彼が世俗権力の剣の権能を否認したという非難と、トルコ危機に直面したドイツ人たちの敗北主義に立ちむかうために書かれたことは間違いない。世俗権力の役割の肯定のためには、ルターにとっては『この世の権威について、人はどの程度までこれに対して服従の義務があるのか』をただ提示するだけで十分であったが、「トルコ人の脅威」という事態は、それ以上の諸問題を含んでいた。

オスマン帝国による第一次ウィーン包囲が行われた一五二九年には、宗教改革史の中では二つの大きな出来事が生じている。まず同年四月にシュパイヤー帝国議会の決定を不服として、プロテスタントの五つの諸侯と一四の都市が「抗議」を表明したことは、重要な政治的連携行動であった。ハプスブルク家を中心とした強大なカトリック陣営の強引なやり方に対して、プロテスタント勢力は共同で抗議を行ったのである。また一五二九年一〇月初頭にはルター派と西南ドイツ諸都市とスイス改革派の大同盟を構想したヘッセン方伯フリーリップの主導によって、マールブルクで宗教会談が開かれ、ルターはツヴィングリなどの改革派の神学者たちとの間で聖餐論争を行った。既に一五二九年七月にルターは、トルコ人が

大軍を率いて再びハンガリーに侵入してきたことを知っていた。マールブルクからの帰還の途中アイゼナッハに滞在していた時にルターは、フランシスコ会士ヨハン・ヒルテンの黙示的な預言について聞いた。ヒルテンは、ローマを黙示思想的な娼婦と同一視し、トルコ人を神に敵対的な勢力であるゴグやマゴグ（エゼキエル書三十八章）と見なし、ヨーロッパに対するその支配を預言したのであった。ルターは、一〇月一七日にトルガウでトルコ人によるウィーン包囲の情勢について聞いて、一層この世の終末を意識したのである。この報告は、ヴィッテンベルクへの帰還後にルターを暗い気持ちへと落ち込ませ、重い病気に罹ってしまったかのような精神状態へと駆り立てた。今や、神の言葉の冒瀆に対する罰や民衆の忘恩に対する罰が到来したかのように思われた。すぐに彼は、その状況に相應しい勧告を公刊することを計画した。なぜなら、明らかにゴグやマゴグとキリストとの最後の対決が差し迫っていたと感じたからである。ルターは、いかにトルコ人がすべてのものを持ち去ってしまうのか、今彼らが貪欲さによって不当にも何を拒否したのかについて、猛烈にヴィッテンベルクの共同体に示した。考えうる対抗措置として、ただ改悛と祈りのみが残った

のである。⁽⁵⁹⁾

一〇月中旬にトルコ人たちがウィーンから撤退したという知らせを聞いて、切迫した状況が少し緩和されたと感じられても、ルターは「トルコ人の脅威」が解消されることはないと考えていた。なぜなら、ダニエル書九章二五節以下の彼の解釈によれば、最後の審判の時までの対立が続くと預言されているからである。ヨナスとメランヒトンが、共同で『トルコ人の瀆神と殺人について』というダニエル書七章の註解を出版した。⁽⁶⁰⁾ ヴイッテンベルクの共同体に対してルターは、トルコ人の撤退後にも、改悛と祈りを止めないように促し続けた。イスラム教徒や教皇が行ってきた所業に関する情報提供は、引き続きもたらされた。ルターは、以前に著作の中で提言してきたように、ヴィッテンベルクでトルコの危機を信仰において克服しようとした。しかし、当時ルターには、彼の説教の成果に関する深い諦めの気持ちが襲っていた。人々がトルコ人に関するルターの第一の著作について注意を払わず、オスマン軍の撤退後に再び既に安心してしまっていたので、ルターは『トルコ人に対する軍隊説教』という第二の著作の執筆を必要なものとした。オスマン帝国の第一次ウィーン包囲の最中にルターは、

『トルコ人に対する軍隊説教』を書き始めていたが、それが完成するのはスレイマン大帝がその攻略を放棄した後であった。⁽⁶¹⁾

第三章 ルターにとって不正な対トルコ戦争

深刻な罪との精神的格闘を経験したルターは、『九五箇条の提題』で贖宥状の効力を疑問視したが、それと結びついていた中世ヨーロッパで支配的であった戦争観をも完全に否定した。既に彼は、一五一八年に執筆した『贖宥の効力についての討論の解説』の中で、「教皇は、自分自身または教会法が定めるところによって科した罰を除いては、どのような罰をも赦免することを欲しないし、またできもしない」という第五命題に関連して、六つの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教世界への侵攻は、神のこらしめの罰や笞打ちの罰である第四罰に属するものと見なして、伝統的な聖戦思想を批判した。ルターは、次のように述べた。「なぜ私たちはあたかもあるキリスト者が、神の笞は鍵の権能によってではなく、涙と祈りによってのみ取り除かれることができるのであり、赦免によるよりむしろほかの罰を科すことによって取り除かれることができるというような疑い

をもっているかのようにためらうのか。ちようど二ネベの人々が彼らの悔悛によってへりくだって自らを打ち碎きながら、彼らに向けられた全滅の筈を避けるべく努めたようにである。そうでなければ、もし教会の最高位、あるいは最下位の司祭らが鍵の権能によってこの罰を解きうるとすれば、従って彼は疫病、戦争、暴動、地震、大火、災害、強盗、またトルコ人、タタール人、そして不信仰者を撃退するとすれば、それらが神の筈と杖であることを劣悪なキリスト者だけが無視するのである。なぜならイザヤはイザヤ書一〇章(五節)に、『ああ、アッシリアよ、それ自体私の怒りの杖であり、怒りの筈である。その手のなかに私の怒りがある』と言っているからである。ところが今教会において多くの者らと大いなる者らとがトルコに対する戦争以外にほかのいかなることも夢想しない。すなわち不正に対してではなく、神が不正を罰するための杖に対して戦おうとし、神に抵抗しようとする。神はその杖によって、自ら私たちの不正を罰すると言われる。なぜなら私たちが不正を罰しないからである」と。

つまり、トルコ人に対する戦争は、神から遣わされた復讐の天使に対する戦いを意味し、それと同時に神自身

への戦いをも指すのである。それゆえに、もはやそれは、自己自身の不道德性への悔い改めや霊的な戦いでもあった。またルターは、自分自身の罪やそれに対する神の怒りに心を向けることなく、贖宥のための献金を手段にして、トルコ人と戦おうとする人々を批判した。そして終生ルターは、「トルコ人の脅威」を神の怒りとして見なす考えを放棄することはなかった。⁽⁶⁴⁾ここで述べられたルターの主張は、トルコ人に対するあらゆる防衛戦争の原理的否定を求めるものではなかったが、しかしながら、それをしばしばルターの敵対者も支持者もそのようなものとして誤解してしまったのである。『軍人もまた救われるのか』の中でも言及されているように、以後、ルターがそのような誤解を解消する必要性を強く感じていたことは間違いない。⁽⁶⁵⁾

なぜルターは、異教徒に対する中世の聖戦思想を否定したのであるのか。それは、彼が十字軍の提唱は聖職者たちによる世俗の問題に関する越権行為に他ならず、彼の二王国論と根本的に矛盾するような暴挙であったと判断したからである。ルターは、神の国と世俗の国を明確に分け、最後の審判まで両者とも存続すべきものと考えた。前者は信仰に関わる霊的な国であり、キリストのもの

とで聖霊によってキリスト者を創出する国であるが、後者は悪人を抑制して外的平和や秩序を保つ国である。神の国は不可視な信仰共同体であり、そこでは信仰、福音、神の恩寵が支配し、それに真のキリスト者のみが服属する。それに対して世俗の国では理性、業、自然法が支配し、そこにすべての人間が属する。ルターは、この世には真のキリスト者は極めて少数しか存在しないので、世俗の権力によって外的に不正や犯罪を取り締まる必要性を優先的に見ていたのである。その背後には、人間の側からの生得的な善への傾向を否定し、自己の努力では善を全うすることはできない人間の不完全性を前提とするルターの信仰的な立場が存在していた。また、キリストは剣を帯びず、その御国に剣を持ち込まなかったため、霊的統治において剣は役に立たないのである。世俗の権力は外的なもののみに関わり、神の国とその統治を侵してはならず、霊の問題に介入したり、強制的に信仰を命令したりすることは、君主には認められないのである。そして、ルターは二つの王国を結合させて、単一の世俗的精神的な形成物を作ることを拒否した。⁽⁶⁶⁾

以上のような二王国論に基づいて、ルターは、『トルコ人に対する戦争について』の中で、「このように当時、

教皇と聖職者たちは、この世においては、神のようにすべてにおいて、すべてを越えて、すべてを貫いてすべてであったのである。そして、世俗の公権力は暗闇の中で抑圧され、知られることなしにいたのである。それにもかかわらず、今や教皇はその群れの仲間と共にキリスト者であろうとし、しかもなお、トルコ人に対して戦争することを言いたてたのである」と述べて、教皇を筆頭とした聖職者たちによる世俗の事柄への介入を批判している。ルターによれば、実際に聖職者がその職務を放棄してこの世間的職務を引き受ける事態が頻繁に見られ、二王国の境界は守られておらず、その無秩序状態は教会法規に反するほどに恥ずべきものであり、深刻であるというのである。⁽⁶⁸⁾トルコに対する十字軍のように、世俗の国と霊の国を相互に混同することは、ルターにとって非常に重大な問題であり、霊的な権威と世俗の権力とは、相互に分かれて存在すべきであり、その両者は、独断的な恣意によってもつれて絡み合ってはならないのであった。⁽⁶⁹⁾

教皇による反トルコ十字軍という思想の中にルターは、贖宥状を利用した経済的な意図の存在と、生命を賭けて真剣に国民たちを守るための戦闘意欲の欠如を指摘し、

次のように述べた。「このことから教皇は、その大学ならびに修道院学校と共に、キリスト教徒にとって守るべき命令でも掟でもないような自由な勧告を行い、それゆえにキリストの言葉を曲解し、全世界で悪意をもって教え、キリスト者を欺いてきたのである。なぜなら、彼らはその上キリスト者、いや最善のキリスト者であろうとしながら、それにもかかわらずトルコ人と戦い、いかなる悪も我慢しようとせず、そして暴力あるいは不正を忍耐しようとしないので、私は、キリスト者は悪に逆らうことなく、すべてのことを忍耐し、起るにまかせなければならぬ」というこのキリストの言葉をもって、反論したのである。これを土台にして私は、教皇レオ一〇世が有罪としたあの箇条を掲げたのである。そして彼は、私がローマの悪漢から欺瞞の外套を剥ぎとつたために、

そのようなことを一層喜んで行つたのである。なぜなら、教皇たちはトルコ人と戦争したいという意味で、決して熱心にそれを行つたのではなく、トルコとの戦争を魔法の帽子として用いて、その中で演技を行い、そして彼らにとってお金が必要な時にはいつでも、贖宥状によって金銭をドイツの諸領邦から奪い取つたのである」と。つまり、ルターによれば、教皇が真剣にトルコ人と戦う意

志を持っていなかったために、対トルコ十字軍はドイツから金銭を徴収するための口実として利用され、本来あるべき改悛の気持ちなしで始められたというのである。とりわけ彼は、対トルコ戦争がキリスト教的な企てになつていふことに憤りを感じていた。そして彼は、このような考えがローマへの金銭の道を封鎖することに繋がつたことによつて、自分がカトリック教会から有罪の宣告を受けたと解釈したのである。⁽⁷⁾

ルターは、実際の戦争にキリストの名を用いることに對してを極度に否定的な立場をとつていたが、それは、現実の社会の中には眞のキリスト者が少ないという悲觀的な人間觀・社会觀によつて補強されている。彼は、以下のように述べている。「しかし、すべてを越えて、私の心を動かしたことは、キリストの名においてトルコ人と戦闘することを企て、まさに私たちの民族がキリストの敵としてのトルコ人に対して、キリスト者の軍隊と呼ばれるべきものであるかのように教え唆していることであつた。これこそ、まさにキリストの教えならびにキリストの名に反することである。教えに反するというのは、キリスト者は悪に反抗せず、争わず、口論もせず、復讐もせず、裁きもすべきではないと、キリストが語つてい

るからである（マタイによる福音書五章三九節）。キリストの名に反するとは、そのような軍隊の中には恐らく五人のキリスト者はほほいしないことであり、また恐らく神に対してトルコ人以上に邪悪な人々がいることである。そして、それにもかかわらず、すべての人々がキリストの名を身につけようとするのである。まさにこれは、いかなるトルコ人も行わなかったほどのすべての罪の中で最大の罪悪である。なぜなら、キリストの名が罪悪や恥辱のために用いられ、その名譽が汚されるからである。

もし教皇や司教たちが一緒に戦争に加わった時には、それは実に特別に起こったのである。なぜなら、これらの人々がキリストの名に非常に大きな恥辱と不名譽を加えることになるからである。彼らは、神の言葉や祈りをもつて悪魔と戦うように任命されているが、そのような使命と職務を滞らせ、剣をもつて肉と血に対して戦おうとするからである。このようなことは彼らには命じられていないことであり、禁ぜられてもいることなのである⁽⁷²⁾。ここで彼は、実際には醜い意図によって起こされた戦争であるにもかかわらず、神の名を利用することによって、それを表面的にきれいに取り繕うことの罪の深さを糾弾している。このように十字軍がキリストの教

えと名の冒瀆に他ならないので、その実践的な帰結として、ルターは軍人たちに対トルコ十字軍への従軍拒否を勧告することを厭わなかった⁽⁷³⁾。かつてドイツ農民戦争の時にルターは、平民たちが世俗的な不平を福音で覆い隠して訴えたことに対して否定的な態度をとったが、それと同じ意味で聖戦としてトルコとの戦争を実行しようとすることに反対し、それを福音の誤用と見なしたのである⁽⁷⁴⁾。しかも、キリスト教側の軍隊には、イスラム教徒以上に邪悪な人々の存在が認められるというのである。究極のところ、教会は剣を使用してはならず、聖職者は信仰の問題にのみ携わり、戦争に関与してはならないのである。キリストは人を殺すためではなく、この世を救うために来たのであり（ヨハネによる福音書三章一七節）、キリストの職務は、福音を取り扱い、神の霊によって人間を罪や死から救い、この世の現実から永遠の生命へと至るように援助することにある⁽⁷⁵⁾。

このようにルターは、基本的にキリスト者は戦争をすべきではなく、悪に逆らうべきではなく、聖職者はそのための福音を説くべきだと考えていた。中世の伝統的神学では、山上の垂訓に代表される平和主義的な生活を行うべきとした聖書の戒めを、福音的な勧告と解釈して、

全キリスト教徒を拘束するものとはしなかったが、ルターはそのような解釈を採用せずに、それを全キリスト者に適用しようとしたのである。彼は、もしそのような教えをキリスト者が聖書から最後まで学ばうしないのならば、傷を受けて真に悟るまでトルコの攻撃は、続けられると考えていた。そして、トルコ人によってもたらされた災禍の背後には、神の意図があるのである。⁽⁷⁷⁾ ルターの目にはトルコ人は、ヨーロッパの諸侯を攻撃し、その領民の自由を脅かす政治的敵対者以上のものとして映っていた。つまり、トルコ人は、キリスト教的な信仰の敵であり、教会の破壊者であり、肉体を持った反キリストの化身であり、悪魔の道具としてキリストの王国を崩壊させ、その聖徒を押しつぶそうとする脅威の存在であった。⁽⁷⁸⁾ しかも、キリスト教側の敗戦の原因は、聖職者が戦争に関わったことにあるとして、次のように記している。「そして、つい最近国王ルートヴィヒが、もし聖職者の軍隊あるいは(彼らが誇っているところによれば)キリスト者の軍隊を率いてトルコ人に對抗しなかったなら、恐らくもっと幸運に恵まれて戦うことになったであろう。もし、私が皇帝、王、あるいは諸侯であったならば、私は、トルコ人に対して出征する際には、私の司教たちや

聖職者たちには、聖書だけではなく、彼ら自身の教会法が彼らに教え、要求するように、祈禱、断食、読書、説教、貧者の世話によって自分の務めを行い、家にとどまることを勧告するであろう」と。これは、ハンガリー王ラヨシュ二世が戦死したモハーチの戦いのことを指している。このようにルターが教会の代理者は戦争を指揮してはならないと述べたことは、政治的な権力者はキリスト教徒ではありえないということを意味しないが、しかし、それは世俗的な官職と教会の官職を分けなければならぬということを指したのである。

ルターは、聖職者の役割を信仰上の敵である悪魔との霊的な戦いとどめ、彼らの主要な武器を専ら祈禱書や聖書に限定したが、⁽⁷⁹⁾ 身体を使った実際の戦闘に十字架を掲げることを否定するために、次のように述べた。「なぜなら、教会は争いをすべきではなく、また、剣をもって戦うべきではないからである。教会は肉や血とは別の敵を持っているのであり、それは空中にいる悪魔といわれているものである。それゆえに、教会はやはり別の武器や剣を持ち、別の戦いを持っているのである。教会にはすべきことが十分にあるので、皇帝あるいは諸侯たちの戦争に介入してはならないのである。なぜなら、聖書

にも、神に従順ではない時にはいかなる幸いもないであろうと言われているからである（サムエル記上一二章一五節）。他方でまた、もし私が軍人であり、戦場で聖職者の旗あるいは十字架の旗を、たとえそれが十字架像自体であっても、目撃したら、私は、悪魔が私を追いかけているように、そこから逃げ出したい」と。これによって中世のキリスト教会がイスラム世界に対する基本的な態度としてきた十字軍思想とそれを支えてきた贖宥の神学は、強く否定されたのである。なぜなら、十字軍思想が信仰のみによる罪からの贖いというルターの根本思想と決定的に対立していたからである。場合によっては、戦場における脱走をも容認しているルターの態度は、非常に急進的である。彼によれば、世俗的権力という手段を用いて、信仰のための戦争を遂行することは、キリストの命令に反する行為なのである。

次第にルターは、トルコ人の攻撃が洪水、森林火災、疫病、飢饉のように、神によって自分の民を試すために遣わされたものであったと認識し、そのような侵略に対しては戦うべきものとしてより強く感じるようになっていた。しかし、その際には、決して十字軍や戦争における教会の指導というものは存在すべきではなかったのである。

なおルターのトルコ人観やイスラム教理解についての詳細な考察は、論点が拡散してしまうので、ここでは割愛するが、しかしながら、「神の筈」や「神の杖」などの表現に見られるように、彼の内面には、キリスト者への戒めをもたらし、信仰にとって結果的にポジティブな役割を果たす側面と、「悪魔の下僕」、「悪魔の道具」、「神の敵」、「反キリスト」などの言葉に表されているように、教会に重大な危機を生じさせかねないネガティブな側面とが混在している。このような「神の筈」と「悪魔の下僕」の結びつきは、ルターの中にある独特な悪魔の概念の存在を明示している。ルターにとって、悪魔は常に神に従属する存在であり、悪魔が神の計画を妨害しようと試みている時でも、悪魔は最終的には神に奉仕しているのである。

第四章 ルターにとって正当な対トルコ戦争

このようにルターは、オスマン帝国に対する戦争を、聖職者主導の聖戦として宗教的に理論づけようとする考えを否定したが、しかしながら、彼はすべての戦争を否認したわけではなかった。彼にとってトルコによるキリスト教世界への攻撃は、確かに信仰の上では神の罰とし

て把握できるものの、世俗的な視点から見れば、それ自体は好戦的な不当な侵略であることには疑いはなかった。ルターは、次のように述べて、オスマン帝国に対して二種類の戦い、つまり霊的な戦いと肉による戦いを提唱したのである。その戦いの区別は、彼の二王国論に基づいて行われている。⁽⁸⁶⁾

「次に、トルコ人に対して戦うべき人は、それが誰であらうとも、神から命令を受け、そのための正義を行い、自らの復讐のために落ち込んだり、あるいはその他に狂った考えや理由を持ったりしてはいけないことを確信していることを知らなければならない。それは、その人が、たとえ敵を打ち負かしても、あるいは負かされても、救われた状態や神聖なる職務の中にいるためである。そのような人は二人であり、しかも二人のみであらねばならない。すなわち、その一人はクリスティアヌスと呼ばれ、他の一人は皇帝カールである。クリスティアヌスがその軍隊と共にいる最初の者でなくてはならないのである⁽⁸⁷⁾」と。しかしこのような戦いは、すべての人によって無差別に引き受けられるべきものではなかった。ここで述べられているクリスティアヌスとは、正しい心構えを持った真のキリスト教徒を意味し、福音主義的な信仰に

立つ人を擬人化した存在を指している。⁽⁸⁸⁾ 彼らの行う戦いは武力を用いたものではなく、ここでは信仰における霊的な戦いという色彩が強いのである。ルターによれば、トルコ人が信じている神は、キリスト教の神とは異なったもの、つまり悪魔であつたので、このような霊的な敵に対しては、霊的な武器を持つて戦わなければならないというのである。⁽⁸⁹⁾ 確かに彼は、「トルコ人の脅威」を不正な者に対する神の笞や杖と見なししていたが、しかしトルコ人は悪魔の道具にすぎず、本来の敵としてのトルコに対して、キリスト教徒は準備をしなくてはならないと考えていた。それは、改悛のための信仰告白と生活の改善と共になされなければならない。その理由としてルターは、次のように考えていた。「まず何よりも先に、その主人、すなわち悪魔それ自体を打ち、そして、神の手から笞を取り上げねばならない。そうすればトルコ人は、悪魔の援助のない、神の手のない、自分自身の力だけの状態になる。このことはクリスティアヌス氏がしなければならぬことである」⁽⁹¹⁾と。

霊的な戦いにおいてクリスティアヌスに求められるのは、まず悔い改めと神との和解であり、そして自らの本性の改善である。それによって神の怒りをかわし、それ

に相応しい説教がなされなければならないのである。ルターは、この時代の社会的な不正が神の怒りを増大させ、トルコ人の成功の原因の一つとなっていると明白に感じていた。⁹² そのような認識に基づいて彼は、信賴できる祈りを行うように勧告する。ルターは、神の怒りを解消することが、トルコとの戦いに勝利するためには不可欠であると考えていたのである。従って、もしクリスティアヌスの悔い改めと祈りを通して、罪や不正が靈的に克服されなければ、「トルコ人の脅威」が消滅することはないというのである。このように軍隊の勝利と神の前での謙虚さとを因果的に結びつけたり、戦いで敗北と人間の側の罪とを関連づけたりする精神的志向性が、十字軍時代にもしばしば見られたことを考慮すれば、ルターの思想の中には中世的精神との連続性が明瞭に認められる。⁹³ それに加えてルターは、イスラムの間違った宗教性とトルコ人の権力支配的な本質について、教えられねばならないと主張する。ルターにとって、コーランの内容について詳しく理解して、それを人々に周知させることは、トルコ人との戦いにおいて靈的に武装する手段であり、場合によっては実際の武力を用いた戦闘よりも重要であったのである。⁹⁴ 彼は、イスラム教の誤謬が教皇制の中

にその対応物を持つているのであり、両者は同一の反キリストの次元に位置すると見ていた。つまり、教皇が反キリストであるのと同じく、トルコ人は悪魔の僕であるというのである。それによって、どのような敵対者に対して靈的な戦いを行うべきかは明白である。ルターから見れば、トルコ人は、宗教、政治組織、結婚、つまりキリスト教的根本的な全秩序を問題にしているというのである。⁹⁵

そのような精神的な戦いとは違って、ルターは、実際にトルコ人と軍事的戦闘を行うべき存在は、世俗権力の頂点に君臨する皇帝カール五世であると考えていた。そこに皇帝の担うべき課題があり、威厳があるのであり、君主は、神の委託において現世を統治すべきである。⁹⁶ まずルターは、次のように記している。「トルコ人に対して戦うことに相応しいもう一人の人は、(あるいはまさに誰が皇帝であろうと) 皇帝カールである。なぜなら、トルコ人が彼の臣民と帝国とを攻撃するからである。彼は、神によって定められた正式な公権力として、自身に属するものを守る責任があるのである。……これからは私たちは皇帝に関して話題にしたい。そして第一に、トルコ人に対して戦争をしようとする場合、皇帝の命令の

もとに、彼の旗のもとに、そして、彼の名のもとにそのことをすべきである。なぜなら、その時に各人は、自らが確かに神の秩序への服従の中で歩んでいるという自身の良心を確信することができるからである。それは、皇帝が私たちの本当の支配者であり、首長であることを私たちは知っているからである。そのような場合に、皇帝に服従する者は、神にも服従する者であるが、しかし皇帝に不服従である者は、神に対しても不服従な者である⁽⁹⁷⁾と。ルターの考えによれば、軍隊を用いた実際の戦いは、専ら世俗的な権力の仕事であり、皇帝は、世俗の保護官職に相応しくトルコ人と戦うべきであり、そしてその際に彼の臣下は、良心の義務としてカール五世に従順に従う義務を持っているのである。皇帝や諸侯には、神によって任命された公権力として、ドイツの臣民に攻撃を加えるトルコ人と戦争を行う義務があるのである。そして、ルターはドイツの諸侯に対して、トルコと戦うために、皇帝カール五世を助けるように強く訴えた。⁽⁹⁸⁾

ルターが鋭く拒絶したのは、皇帝がトルコ人の攻撃から守るための戦争を遂行する義務や権限ではなく、むしろ、キリスト教会を保護するための宗教戦争という口実を掲げるような尊大な精神であった。ルターは、十字軍

のような宗教戦争の際に、中世で行われていたように、皇帝と教皇が役割を分担して戦争に関与するやり方に対して、鋭い批判を加えたのである。⁽⁹⁹⁾ 皇帝の義務は、たとえトルコ人の信仰がキリスト教的信仰と相容れないものであったとしても、キリストの名のもとでそれを暴力的に根絶することではない。皇帝は、トルコ人による流血を伴う略奪行為を阻止するために、世俗の統治者として剣をもつてオスマン帝国と戦うべきである。⁽¹⁰⁰⁾ ここでは、カトリックを支持し、プロテスタントを抑圧しようとするカール五世の信仰上の姿勢は問題とはならない。たとえ世俗の支配者が異教徒であったとしても、ルターは臣民の従属を主張したのである。例えば、彼は次のように述べている。「ここでは時代に従い、ペテロやパウロの言葉を守るべきである。なぜなら、彼ら二人は、下僕あるいは農奴がその肉の主人に従順で忠実で謙虚で実直で熱心であるべきだと教えたからである。しかも、キリストに仕えるのとは異なることなく、たとえ主人が非キリスト者あるいは悪人であったとしても、自ら仕えるべきなのである⁽¹⁰¹⁾」と。以上のことから、ルターにとってトルコ人に対する軍事的な戦闘は、世俗的な課題であり、決して不信心な者に対する十字軍ではなかった。教会は、

ただ皇帝や諸侯にその世俗的な保護機能を喚起すべきである。それは、国家における他の課題と同様に引き受けべきものであった。

そもそもルターは、戦争を行う軍人という職業をどのように見ていたのであろうか。一五二六年に執筆された『軍人もまた救われるのか』の中でルターは、軍人の身分や職務は正しく神に認められたものであるとして、アウグスティヌスと同様に、兵士に対して「自分の給料で満足せよ」(ルカによる福音書三章一四節)と述べた洗礼者ヨハネの言葉を引用する。またルターは、次のような論理で戦闘中の殺害行為を肯定する。「軍職において、人は、それが虐殺し、焼き払い、攻め、捕らえたりなどする点を見てはならない。なぜなら、その点を見るのは、狭い、素朴な子供の目であって、その目は、医者が見るのは、切り落とし、足を引き落したりする点だけを見て、全身を救うことが問題であることを見ないか、またはそれに気づかないからである。だから、軍職または剣の職についても、なぜそれが虐殺したり恐ろしいことを行ったりするかを、大人の目で見なければならぬ。そうすれば、それがそれ自身で神的な職務であり、飲食あるいはその他の行いと同じように、この世に必要な有用なもの

であることが、おのずから明らかになるであろう」と。⁽¹⁰⁾ルターにとって戦争は、平和を脅かす否定的な愚行であるだけでなく、平和を獲得するための闘争という意味を持つていたのである。

このようにルターは、戦闘中の虐殺行為を、広い意味での愛の行いや神のわざとして肯定したが、しかし、その際に彼は、軍務に従事する人に内面的な公正さや良心への忠実さを要求した。「まず第一に考えねばならぬ区別は、職務と人、仕事と行為者とは別のものであるということである。なぜなら、人または行為者が善良でなく、あるいは正しくない時には、また正しく行わない時には、それ自身では恐らく善かつ正しい職務また仕事でも、やはり邪悪で不正なものとなりうるからである。……軍人の身分、職務や仕事も同じことで、それ自身では正しく神によるものであるが、後述するように、人物もそれにふさわしい、公正な人でなければならぬことが注意されるべきである」と。⁽¹¹⁾つまり、ルターは、トマスと同様に、戦闘行為が肯定されるためには、軍人に対しては仕事において正しい意図を持つことが求められると考えていたのである。よい正しい良心を持つて戦う者は、よく戦うことができるのである。ルターの戦争論の基本的特質

の一つとして、正戦を実行に移すための法的權威を掲げることよりも、戦争に関わる際の個人の良心の問題を重視している点が挙げられる。彼にとつて国家權力は、悪人の処罰、信仰者の保護、平和の維持、世俗的な正義の保持のために設置されたのであり、その指揮のもとで行われる正しい戦争とは、不正や悪を罰し、平和と従順を得るためのものであるというのである。つまり、軍務に従事している者が行う正しい戦争とは、より大きな不幸を防ぐための小さな不幸であり、軍人は婦人や子供、家や敷地、財産・名誉・平和を守るために戦うのである。

そして、手術をする医者の行為も、戦場における軍人の行為も、子供の目では残酷で非キリスト教的に見えるが、大人の目で見れば正しい行為であると大胆に述べている。事実このようなルターの議論は、トマスと同様に正戦には君主の權威が必要であるという前提に立っていた。例えばルターは戦争を、①同等な者同士の争い、②上位の者が下位の者に対して行う戦い、③下位の者が上位の者に対して実行する反抗という三種類に分け、特に君主の權威に敵対的な第三番目のものを否定している。^{②③}ルターは戦争などの暴力行為は国家にのみ許された權利であると考えていたので、反乱や暴動が続くような終わりのな

い驚愕よりも、平和を獲得するための戦闘行為としての驚愕のある終わりの方が、正しいと見ていたのである。^{②③}このような彼の戦争観は、中世で行われていた自力救済としてのフェーデを否定する方向性を提示したことは間違いない。

またトルコとの戦争は、ルターによれば、人々を保護するための防衛戦争の場合のみに認められるのであり、他国を侵略し、領土を拡大するための世俗的な欲望を原因とするものは否認されている。つまり、彼は防衛戦争以外の略奪戦争(Raubkrieg)、復讐戦争、予防戦争(Präventivkrieg)などを原理的に批判し、厳しい言葉で非難したのである。^{②③}『トルコ人に対する戦争について』という著作の読者に対してルターは、軍務に携わる者にとつての正しい良心とは何かについて知らせようとした。例えば、彼は以下のように述べている。「次に、そのような皇帝の旗や服従は、皇帝が自分の臣民を保護する自分の職務の仕事と責任以外には純粹に別に何も求めないように、正しく単純なものでなければならぬ。そして、皇帝の旗のもとにある人々も、單純に服従の仕事と責任を求めるべきである。したがって、陛下(ヘッセン方伯フィリップ)は、この單純さを次のように理解

してください。今日まで皇帝たちや諸侯が戦争へと駆りたてられた理由、すなわち、彼らが大きな榮譽や称賛や財産を獲得し、国土を拡大すること、あるいは憤怒や復讐心やそれに類したものからは、トルコ人に対して戦わないでください。なぜなら、その中ではただ純粹に自身自身の利益のみが求められ、正義あるいは服従は求められないからである。それゆえに、今日まで、トルコ人に対して戦うことやその戦闘を協議することにおいては、少しも私たちには幸運が与えられなかったのである。それゆえに、皇帝や諸侯は全キリスト教徒の首長として、教会の保護者や信仰の守護者として、トルコ人の信仰を根絶すべきであると、トルコ人に対して戦うようにせきたてられているが、この扇動や催促は滞らさなければならぬのである。そして、その扇動や警告は、トルコ人の悪徳と不道徳を根拠にしていた。ところが、そうではないのである。なぜなら、皇帝は全キリスト教徒の首長でもなく、福音あるいは信仰の保護者でもないからである。教会や信仰は、皇帝や国王以外の保護者を持たねばならない。彼らは、詩編二篇（二節）が述べ、そして教会が至るところで訴えているように、一般的に全キリスト教徒や信仰の最悪な敵なのである。そして、そのよう

な扇動と警告によって、人はそれをただより一層悪化させ、より一層神を憤らせるのである。なぜなら、人がそれによって神の栄光と業に干渉し、そして、偶像礼拝や瀆神であるものを人間たちに捧げているからである」と。つまり、トルコ人との戦争は、皇帝の名においてその主権と主導権のもとで遂行されることと、国土とその人民を守ることにいう二つの条件でのみ認められている。皇帝がそのような防衛戦争を行う資格は、宗教的な保護者としてではなく、世俗権力の最上位にある者として認められているにすぎない。ルターは、『軍人もまた救われるのか』の中でも、同等な者同士が戦う場合の戦争において、正当な防衛戦争と思いがった侵略戦争を明確に分けて、後者を激しく非難している。つまり、彼にとつての正戦は、他人から攻撃された後で、神に対する恐れをもつて、強制的にしかたなく戦わざるをえない状況に置かれた場合に限って認められる。このようにルターは明確に防衛戦争を容認したが、その際に自然法を根拠にしていたことが指摘されている。基本的に彼は、戦争は神によって与えられた創造の秩序から、信仰、学問、国家、財産などの大切なすべてのものを奪ってしまう破壊的な機能を持った、好ましくない災いであるとしており、

その悲惨さを深く認識していた。⁽¹²⁾

神の名を掲げた聖戦を否定する主張は、『トルコ人に対する軍隊説教』の中でも見られる。「次のように私は警告してきたし、なおも警告しよう。各人はキリスト者であることに努め、トルコ人やすべての人からの苦難を我慢するための準備を自発的に行うことに専心しなさい。しかし、各人はキリスト者としてあるいはキリストの名のもとに戦うべきではなく、あなたの世俗の支配者に戦争を指揮させるべきである。その旗と名のもとに、肉においてあなたは、その支配者に生命財産をもつて服従を誓約した世俗の臣民として戦地に赴くべきである。神はあなたに対して、ローマ書一三章一節やテトスへの手紙三章一節でそうあるように望まれている。特にそのような戦いは、財産や名誉を獲得するための出しゃばる気持ちから行われるべきではなく、トルコ人に対する戦争がそうであるように、土地や人民や妻子を守り、保護するために行われるべきである」と。⁽¹³⁾

ここでは、戦争に関わる問題において、教会が国家的な課題に干渉することが許されないように、皇帝は、カトリック信仰の保護者として教会に関わる事柄に介入すべきではなく、福音主義者に対する敵対的な措置に関与

してはならないというのである。つまり皇帝の剣は、信仰とは何の関係もなく、身体的な、この世の事柄に属するものなのである。従って、トルコに対する政治的軍事的抵抗は、世俗的な課題であり、神聖ローマ帝国における政治権力の代表者である皇帝が扱うべき事項である。そしてルターにとって、戦争の目的の中で許容されるものは、上述のように、ただ臣民の保護だけであり、その他の動機は承認できないものであった。⁽¹⁴⁾ 悪魔や不信仰に対しては言葉と祈禱とをもつて争うべきであるのに、これまでキリスト者たちが十字軍への従軍教書や贖宥や十字軍税で、トルコ人に対して剣をとって戦うように唆されてきたことは、間違いだったのである。トルコ人に対し、自分の臣下を平和のうちに維持して保護することを熱心に真剣に考えることが、世俗権力の職務であり、かつ責任上の義務であり、彼らには、臣民を甚だしく悲惨な目にあわせないように配慮する責任が神に対してあるのである。上に立つ者が、誓約と恭順の義務を負っている者たちに対し、全力を尽くして援助や配慮をしない状況は、真に大きな罪を犯していることに他ならない。⁽¹⁵⁾ そして、ルターは、皇帝や国王や諸侯が自分の臣民を保護することを真剣に考えず、それが神の戒めとして強く

求められていると思うことなく、いつかその気になった時、あるいは時間が十分にある時に行くかのように、自分自身の自由な恣意次第であると思っていると見て、世俗権力の認識の甘さを鋭く糾弾している。神の聖なる命令は、外部からの不正な攻撃に対して武力によって臣民を保護することを世俗権力に義務づけるのである。⁽¹⁶⁾そして、ルターは諸侯に対して、トルコ人の威力と暴力の恐ろしさを強く認識し、より真剣に戦う意志を持つべきだと考えていた。そして彼は、教皇が対トルコ戦争や贖宥を口実としてドイツ諸国から金銭を奪い取ったのと同じように、今度は世俗権力もまた教皇の例に従って、ドイツの臣民から金銭を搾取る企みを抱いているのではないかという不信感を吐露している。⁽¹⁷⁾世俗的な権力保持者は、戦争の課題を神への信頼において着手すべきであって、自己の権力への信頼において行うべきではない。ルターにとってキリスト教的な軍人の行う戦争は、国家の防衛のために権力という手段を用い、教会の保護のために霊の武器を使用する限りにあって、神によって祝福された戦いと見なされるというのである。また彼は、神の告知する命令が、トルコ人に力なく従順に投降しようとするような敗北主義とは対立すると見ていた。

ルターは、トルコ人との戦いの先頭に立つべきカール五世が置かれていた政治的立場の苦しさを認識し、軍事情勢を樂觀視することなく、次のように述べた。「この時代に皇帝カールは、トルコ人に対してどのように戦うことができるのであろうか。なぜなら、彼はそのような大きな障害と、国王たちや諸侯やヴェネツィア人たちがほとんどすべての者から自身に対する裏切りを受けているからである。その答えは次のようになる。持ち上げることのできないものは、横にしておくべきである。もしそれ以上行うことができれば、私たちは、私たちの主イエス・キリストにその再臨を通して忠告していただし、助けていただかねばならない。しかし、それはそう遠い将来のことではありえない。なぜなら、この世は終わりに来てしまっているからである。ローマ帝国はほとんど消滅し、分裂し、かつてのユダヤ人の王国のような状態になっているのである」⁽¹⁸⁾と。このようにルターの世界観には、現世の社会秩序が崩壊する寸前にあるかのような意識に立脚した強烈な終末思想があり、その徴候の一つとしてオスマン帝国の脅威が位置づけられている。つまり、トルコ人がもたらすものは、異教の信仰や非キリスト教的な統治だけでなく、人間を家畜同然に扱うよ

うな残虐さや悲惨な状態でもあった。⁽¹⁹⁾そして、この戦いの背後には、神の意志が横たわり、勝とうが、負けようが神次第なのである。⁽²⁰⁾ルターは、イスラム教徒とキリスト教徒との間の軍事的な衝突においては、人間の率いた軍隊による地上での戦闘という側面だけではなく、それと同時に、超人間的な諸力同士の天上での戦闘が起こっていると考えていた。つまり、天使と悪魔がこの戦場で武器を交えているのである。ルターにとって歴史は、神と悪魔という超越的な力の宇宙的な闘争という視点から見るべきものであり、さもないれば、人間の精神では歴史上の出来事の真の意味を把握することはできないというのである。⁽²¹⁾このような終末的な状況において、全方面から脅かされているキリストの教会は、救済の日の到来を祈ることによって天使の勝利に助力すること以上に、優れた方策を実行することはできないのであった。⁽²²⁾

そのようなルターの終末思想は、『トルコ人に対する軍隊説教』の中により強く表れている。彼は、その著作と共に良心を喚起し、拳を挙げて戒めたのである。彼は、ダニエル書七章で描かれていた四つの世界帝国のビジョンを根底に据えて、その第一部の議論を展開した。それによって、トルコ危機に関するルターの判断は、終末的

な色彩を得たのである。例えば、彼は次のように述べている。「もう一つの暴君は、剣をもつて肉的に外的にそれを最も忌まわしく行うはずである。そのことについては、ダニエル書七章七節以下で力強く預言されている。キリストは、マタイによる福音書二四章一五節で、地上に同様のものがこれまで存在しなかったような苦難について語っている。それはトルコ人である。悪魔は、世の終わりが間近に迫っているので、前もってその二つの力(霊的・肉적)によってキリスト教徒を最もひどく攻撃し、私たちが天国に飛び立つ前に、正式な別れを告げるに違いないのである」と。⁽²³⁾ルター自身がイスラム教徒とキリスト教徒との間での相互理解や合意形成のための橋渡しをすることを既に諦めていたので、このような深刻な彼の終末観は、時と共により一層加速されたのである。ルターにとってオスマン帝国は、好戦的な暴君が君臨する巨大な専制国家であるだけでなく、終末の時に登場した反キリスト教的権力であり、そのことがイスラム教をそれ自体として理解する道を妨げていた。⁽²⁴⁾ローマ帝国が既に第四の最後の世界帝国であったので、ルターにとってトルコ人は、巨大な勢力を持っていたにもかかわらず、ローマ帝国の歴史内部の最後のエピソードにすぎ

ず、独立した固有の時代の支配者とは見なされなかった。そしてこの第四の帝国の終わりは、神の審判によって用意されていると考えられていた。たとえそれに関する正確な日付を設定することが不可能であつたとしても、ダニエル書の中で歴史の最終局面にいたことが浮き彫りにされていた。『トルコ人に対する軍隊説教』の中で、ルターは次のように述べている。「この世の終わりに、悪魔が私たちの主イエス・キリストにより満ちあふれた別れを告げることが相応しい。むしろ、ダニエルが述べたことは、まさに当を得た偉大な言葉である。つまり、トルコ人は、他の皇帝たちのように、個々の聖徒たちを苦しめているのではなく、戦いとあらゆる力をもつて攻撃し、聖徒たちを打ち負かそうとしているのである」と。ルターは、教皇と並んでトルコ人を神の最後の敵の一つとして見ていたにもかかわらず、依然として彼はトルコに対する戦争をキリスト教的な十字軍としてではなく、世俗的な戦いとして行うことを考えていた。その際にルターは、もし一人のキリスト教徒が命を落としたならば、その人は殉教者のように正しい事柄のために死んだと見ていた。そして、次のような彼の主張は、戦争の世俗性という観点からは、複雑な表現を含んでいる。「それ以

上に殴り殺された者は、純粹な聖徒となつたのである。彼らは正しいキリスト者としてだけではなく、敬虔で従順で忠実な臣民として見なされたのである。そのように今キリスト者も行うべきである。なぜなら、トルコ人は、キリストに対するだけではなく、皇帝や私たちの公権力に対する敵や暴君でもあるからである。もし公権力が今彼らに要求したならば、彼らは従順な臣民のように従軍し、打撃を加えるべきである」と。ルターによれば、キリスト教徒は、終末の戦いに参与しているという意識ゆえに鼓舞され、ひるまずにトルコ人に対して自分の命を危険にさらし、異教徒による女性や子供に対する残虐行為によつても苛立たせられることはないというのである。ルターは、トルコ人は殺人によつて現世的な生命を奪うことはできるものの、永遠の生命を脅かすことはできないので、既に敗北していると見ていた。彼の心の中では、歴史の終わりから見れば、確かに対トルコ戦争は十字軍ではないが、しかしもはや世俗的な解決が成立しえないような終末的な対決・戦闘なのであつた。

おわりに

ルターの戦争観は、教会と関わる靈的統治と国家によ

る世俗的統治という二王国の役割を明確化することによって、中世で流布していた聖戦論や十字軍思想の否定をもたらし、戦争の世俗化が進展するための理論上の重要な契機を生み出した。トルコ人との戦闘行為は、決してキリストの名のもとに行われるべき聖戦ではなく、世俗権力によって主導されるべき、国土や領民を守るための緊急の戦争とされた。戦争は、世俗の王国の秩序から導き出され、その秩序に対する従属において実行されるものであった。⁽¹²⁾つまり、ルターは戦争から聖書的な直接的根拠を奪い、教皇などの聖職者による戦争への関与を否定し、これまでの聖戦としての宗教戦争を根底から否定し、軍事的行為は専ら世俗権力の管轄のものとしたのである。それと同時に彼は、対トルコ十字軍を口実にして、教会が悔い改めの実践の代用物としていた贖宥金をも否定し、戦争を利用した経済的搾取を弾劾した。深刻な罪認識に依拠した、ルターの信仰義認論は、贖宥状や善行による救済と結びついた中世の十字軍思想とは根本的に矛盾するものであった。これによって彼は、十字軍と罪の赦免との関係の完全な断絶をもたらし、戦争観において理論上の世俗の分離を革命的に推し進め、軍事的に戦うことは皇帝などの世俗君主の仕事としたのであ

る。それに伴い開戦の理由は、国土と人民の防衛という世俗的な論拠に限定され、今回分析したルターの著作からは、敵を攻撃する際に用いた、現代人から見れば強い違和感を覚えるほどの過激な表現にもかかわらず、明確に侵略戦争を肯定するような好戦的な思想を導き出すことはできなかった。⁽¹³⁾このようなルターの戦争観は、聖職者の役割を内面に関わる霊的な問題に限定することによって、教会の経済的収入源や軍事的影響力を大幅に奪うための思想的根拠を提供し、結果として領邦国家の権限の増大に寄与したことは間違いない。そして、一五三〇年に作成されたルター派の『アウクスブルク信仰告白』の第一六条でも、正戦が肯定され、平和主義的な再洗礼派との差異が明記されている。

ただし、そのようにルターによって厳しく批判された十字軍思想が、中世の人々の戦争観において典型的なものであったのかどうかについては、現在の段階では学術的な判断を行うための十分な情報を得ていないので、彼の戦争観が中世的な発想からの完全な断絶の上に成立したと考えるのは早計であろう。中世において、精神的な戦いに従事していた「祈る人」としての修道士の文化と、世俗の軍務に携わる「戦う人」である騎士の文化との間

の関連性を主張する研究があるように、中世の戦争観自体が多様で複雑な要素を有していた可能性があると思われる。また、私が調べた範囲では、アウグスティヌスの戦争論から十字軍を明確に積極的に肯定するような論理を見出すことは困難であり、特に世俗の権威を持った公権力中心に開戦権を承認している点などにおいて、ルター(12)の戦争観との間に類似している部分が認められる。それに加えてルターの残した対オスマン帝国関係文書の中には、アウグスティヌスの名前が複数確認できる上に、この教父の平和倫理や戦争観との関係も指摘されている。(13) アウグスティヌスの事例と比較すれば、戦争論におけるルターとトマスとの間の思想的関係については、史料の中からあまり明白には確認できなかった。ルターは具体的な状況の中で必要に迫られて、戦争について言及したのであって、トマスのように戦争に関する体系的な教義を創出することはなかったので、両者の思想を比較する際には、史料としての性質の違いを考慮した上での慎重な対応が求められる。しかも、中世のスコラ哲学に対して全般的に拒否的な姿勢を示していたルターの社会教説が、トマスのものとは基本的に異なった方向性を目指したものであったことは間違いない。(14) それにもかかわらず、

結果としてルターの戦争観は、トマスの提示した正戦の三つの条件（①君主の権威、②正当な原因・理由、③正しい意図）と重なる部分が多い。(15) 戦争論に関する限りにおいて、トレルチの類型に基づいて、世俗権力と結びついた教会型（Kirchentypus）の社会教説には、ほぼ共通した類似の志向性が認められるのかどうかという問題の分析は、今後の研究課題としたい。(16)

しかし、ルターが戦争の世俗化のための明確な理論を提供したにもかかわらず、三〇年戦争が終わるまで、以後約百年以上もの間ヨーロッパでは宗教戦争が多発する事態となった。その要因は、より詳細に検討する必要があるが、ルターの戦争観の中にも部分的に隠されている。つまりルターは、オスマン帝国との戦争の背後に神の意志を見ていることなどにおいて、完全に戦争を世俗化したわけではなく、宗教的な色彩を強く残した戦争論を展開した。彼にとって地上におけるすべての戦争の元凶は、悪魔であったのである。(17) 特に彼は、切迫した終末論的な世界観に依拠して、現実世界に悪徳が蔓延している状況を嘆いて、「トルコ人の脅威」を、不正を罰するためにもたらされた神の笞や怒りの杖であると見なしていた。従ってルターは、オスマン帝国との戦いに勝利するために

は、軍事的な戦略や戦力、あるいはそれを支える経済力などの世俗的視点だけではなく、祈禱と悔い改めによる霊的な内面的戦いの中の罪の克服という信仰の問題をも重視したのである。つまり、戦争の勝者となるために彼は、世俗の軍略的な観点以上に、情熱をもって祈りに専心し、心から真に悔い改め、神を味方につけることの方が必要であると考えていた。⁽¹⁰⁾ また、彼にとって平和とは純粹な世俗的事柄以上のものであり、本質的に神の行動領域に属していたのである。⁽¹¹⁾ このようにルターが異教徒との戦争に宗教的意味を見出そうとする点において、中世の戦争観との連続性が部分的に垣間見られる。つまり、ルターがトルコ人との戦争を、近代的な意味で世俗の事柄に属する防衛戦争と見なしていたというよりは、むしろ十字軍に代わる終末的な最終戦争として位置づけていたと考える方がより自然であろう。⁽¹²⁾ このような二王国論に基づいたルターの戦争論は、実際に当時の多くの人々にとって、簡単には理解できない複雑な論理を含んでいたために、過去のカトリックの聖戦論的な教えと類似したものとして誤解されてしまった可能性は非常に高かったと思われる。⁽¹³⁾

以上のように、一五二〇年代後半に現れたルターの戦

争観について考察してきたが、今後考察すべき課題としては、まず他の戦争とのルターとの関わりを明らかにすることが挙げられる。また、ツヴェイングリ、メラニトン、フッテン、エラスムスなどの他の宗教改革者や知識人の戦争観、とりわけオスマン帝国の第一次ウイーン包囲に関わる史料を実証的に分析する必要がある。⁽¹⁴⁾ さらに、中世の人々が抱いていた様々な戦争観を考察し、宗教改革期との連続面と断絶面をより鮮明に浮き彫りにすることが求められる。そして、このようなルターの戦争観が、世俗の問題に関わる教皇の権威の弱体化と主権国家の形成に対してどのような影響を与えたのかについて考察する必要がある。最終的にはそのような知識人の思想だけではなく、一六世紀の民衆たちがどのような戦争観を持っていたのか、そして彼らは、宗教改革者たちの戦争観からどのような影響を受けたのかについて明らかにしたい。

註

- (1) Hermann Kunst, *Martin Luther und der Krieg. Eine historische Betrachtung*, Stuttgart 1968; Josef Plösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, Inaugural-Dissertation zur Erlangung des Doktorgrades an der

philosophischen Fakultät der Karl-Franzens-Universität in Graz 1955, S.166-183; 蝶野立彦「一六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制―神学者たちの言論活動と皇帝・諸侯・都市」(彩流社、二〇一四年、六〇頁、一四五～一五一頁)。

- (2) Martin Luther, Die Zirkulardisputation über das Recht des Widerstands gegen den Kaiser (9.Mai 1539), in: *D.Martin Luthers Werke. Kritische Gesamtausgabe* 39.Bd. 2.Abtteilung, Weimar 1932 (以下、ハムレーン版ルター全集の表記についてWAを略す); WA TR 1, Nr.679.1, S.323-324; WA TR 1, Nr.679.4, S.325-326; WA TR 1, Nr.679.5, S.326-327; WA TR 2, Nr.2285a, S.404-405; WA TR 2, Nr.2666a, S.593; WA TR 3, Nr.3810, S.631-632; Karl Dietrich Erdmann, *Luther über den gerechten und ungerechten Krieg: vorgelegt in der Sitzung am 2. Dezember 1983 (Berichte aus den Sitzungen der Joachim Jungius-Gesellschaft der Wissenschaften e.V. Hamburg Jahrgang 1, Heft 5)*, Hamburg 1984, S.19; 永田諒「ルターの『皇帝に対する武力抵抗権』」(同『ルター近世の社会と教会』ワネルヴァ書房、二〇〇〇年、一四〇頁)。

- (3) WA 51, S.577-625. Vgl. Hermann Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, München 1940, S.10. なおルターが「トルコ人の脅威」に関係した文書を書いたのは、一五二九～一五三〇年と一五四一～一五四三年とぶつちの時期に集中していた。Vgl. David Sukwon Choi,

マルティン・ルターの戦争観

Martin Luther's Response to the Turkish Threat: Continuity and Contrast with the Medieval Commentators Riccollo da Monte Croce and Nicholas of Cusa, PhD. Dissertation Princeton Theological Seminary 2003, S.13, S.156.

- (4) 例へば、次のように文脈が読み残されている。Vgl. Karl-Heinz Bernhardt, Luther und der Islam, in: *Standpunkt* 11 (1983), S.263-265, S.328-330; ebenda 12 (1984), S.87-91; Hartmut Bobzins, „Aber itzt ... hab ich den Alcoran gesehen Lateinisch ...“ Gedanken Martin Luthers zum Islam, in: Hans Medick / Peer Schmidt (Hgg.), *Luther zwischen den Kulturen. Zeigenossenschaft - Weltwirkung*, Göttingen 2004; Harvey Buchanan, „Luther and the Turks, 1519-1529,“ in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 47-2 (1956), S.145-160; Johannes Ehmann, *Luther, Türken und Islam: eine Untersuchung zum Türken- und Islambild Martin Luthers (1515-1546) (Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte Bd.80)*, Göttingen 2008; Egil Grisli, „Luther and the Turks,“ in: *The Muslim World* 64-3 (1974), S.180-193; ebenda 64-4 (1974), S.275-291; Ludwig Hagemann, Der Islam in Verständnis und Kritik bei Martin Luther, in: *Trierer Theologische Zeitschrift* 103-2 (1994), S.131-151; Nicolaus Heutger, Luther und der Islam: Scharfe Äußerungen blieben glücklicherweise ohne Nachwirkung, in: *Luther Monatsblatt* 22 (1983); ders.,

四五一 (四五一)

- Luthers Stellung zum Islam, in: *Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte* 35 (1983); Wilhelm Jannasch, Luther und die Türken, in: *Die Christliche Welt* 30 (1916), S.154-157; Rudolf Mau, Luthers Stellung zu den Türken, in: Helmar Junghans (Hg.), *Leben und Werk Martin Luthers von 1526 bis 1546: Festgabe zu seinem 500. Geburtstag in Auftrag des theologischen Arbeitskreises für Reformationsgeschichte Forschung Bd.1*, Göttingen 1983, S.647-662; ebenda Bd.2, S.956-966; Jonathan Naumann, "Luther, Luthers, and Islam," in: *Concordia Journal* 28-1 (2002), S.54-63; J. Paul Rajashekar, "Luther and Islam: An Asian Perspective," in: *Luther-Jahrbuch* 57 (1990), S.174-191; Gordon Rupp, "Luther against the Pope, the Turk, and the Devil," in: Peter Brooks (Hg.), *Seven-Headed Luther: Essays in Commemoration of a Quintecenary, 1483-1983*, Oxford 1983, S.256-273; G. Simon, "Luther's Attitude toward Islam," in: *The Muslim World* 21 (1931), S.257-262; Henry Smith, "Luther and Islam," in: *American Journal of Semitic Languages and Literature* 39-3 (1923), S.218-220; Günther Vogler, Luthers Geschichtsauffassung im Spiegel seines *Türkenbildes*, in: Leo Stern / Max Steinmetz (Hg.), *450 Jahre Reformation*, Berlin 1967, S.118-127; 森田安一「近世ヨーロッパに見られるトルコ人・ユダヤ人観」『深沢克己編『ユーラシア諸宗教の關係史論』勉誠出版「二〇一〇年」二六二―二八〇頁〕。
- (5) O. Albrecht, *Eine Kriesspredigt aus Luthers Schriften (Volksschriften zum großen Krieg 6)*, Verlag des Evangelischen Bundes 1915.
 - (9) Hermann Steinlein, *Luther und der Krieg (Buchhandlung des Vereins für innere Mission Nürnberg)*, Nürnberg 1916.
 - (7) Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, a.a.O.; ders., *Krieg und Frieden im Urteil Luthers*, in: *Für Arbeit und Besinnung, kirchliche theologische Hilfsmontschrift* 6 (1952), Stuttgart, S.2-12, S.24-30, S.41-45.
 - (8) Richard Lind, *Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg*, Gießen 1940.
 - (6) Plösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, a.a.O.
 - (10) Kunst, *Martin Luther und der Krieg*, a.a.O.
 - (11) Karl Dietrich Erdmann, *Luther über den gerechten und ungerechten Krieg*, a.a.O.
 - (12) Andreas Pawlas, *Luther und der sogenannte „gerechte“ Krieg*, in: *Luther* 65, Göttingen 1995.
 - (31) Martin Brecht, *Luther und die Türken*, in: Bodo Guthmüller / Wilhelm Kühlman (Hg.), *Europa und die Türken in der Renaissance*, Tübingen 2000, S.9-27.
 - (14) Adam S. Francisco, *Martin Luther and Islam. A Study in Sixteenth-Century Polemics and Apologetics (History of Christian-Muslim Relations Vol.8)*, Leiden / Boston 2007, S.70-75.

- (15) Gregory Miller, "Fighting Like a Christian: The Ottoman Advance and the Development of Luther's Doctrine of Just War," in: David Whitford (Hg.), *Carthus et Reformatio: Essays on Church and Society in Honor of Carter Lindberg*, St.Louis 2002, S.41-57; ders., "Luther on the Turks and Islam," in: *Lutheran Quarterly* 14 (2000), S.79-97.

- (16) Volker Stümke, *Das Friedensverständnis Martin Luthers. Grundlagen und Anwendungsbereiche seiner politischen Ethik* (Theologie und Frieden Bd.34), Stuttgart 2007.

- (17) 宮庄哲夫「ルターとイスラーム」(『文化学年報(同志社大学文化学会)』五八、二〇〇九年)。

- (18) 旧約聖書の戦争観については、次の文献などを参照。

Vgl. ゲルハルト・フォン・ラート著／山古智久訳『古代イスラエルにおける聖戦』(教文館、二〇〇六年)。ピーター・C・クレイギ著／村田充八訳『聖書と戦争―旧約聖書における戦争の問題―』(すく書房、二〇〇一年)。大野恵正「聖書における聖戦―聖書神学的考察―」(『活水論文集・人間関係学科編』第四六集、二〇〇三年)。

- (19) 山内進編著『正しい戦争』という思想(勁草書房、二〇〇六年、一〜四一頁)。

- (20) R・H・ベイントン著／中村妙子訳『戦争・平和・キリスト者』(新教出版社、一九六三年、五〜七頁)。次の文献もベイントンの分類を踏襲している。Vgl. Buchanan, "Luther and the Turks, 1519-1529," aaO, S.146-148.

マルティン・ルターの戦争観

Richard Hordern, Geschichte der Theorie des gerechten Kriegs aus lutherischer Perspektive, in: Götz Planer-Friedrich (Hg.), *Frieden und Bekenntnis. Die Lehre vom gerechten Krieg im lutherischen Bekenntnis* (Abteilung für Theologie und Studien Lutherischer Weltbund), Gent 1991, S.99-123.

- (21) Plösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aaO, S.124, S.130, S.142.

- (22) 荒井献「初期キリスト教における非戦の思想」(『同伴者』イエスー小論・講演集)『新地書房』一九八五年、三三八〜三四一頁。秀村欣二「古代キリスト教の軍隊・戦争観(上)」(『西洋史学』二一、一九五四年)。

- (23) Cecil John Cadoux, *The Early Christian Attitude to War: A Contribution to the History of Christian Ethics*, London 1919, S.51-58, S.78-84, S.113-116, S.124-128, S.139, S.157-160, S.256; 木寺廉太『古代キリスト教と平和主義―教父たちの戦争・軍隊・平和観―』(立教大学出版会、二〇〇四年)。室根郁男「テルトゥリアヌスの『ローマ帝国軍隊』論―ローマ帝国史との接点―」(『基督教』二四、一九八二年、五六〜七〇頁)。久山道彦「オリゲネスにおける戦争倫理学―古代キリスト教における宗教的生の一断面―」(『基督教研究』二五、二〇〇五年)。なお古代キリスト教の戦争観については、ミラノ勅令を目安にして二つに区分する見方の他に、五段階、つまり①新しい共同体の形成期、②使徒教父から三世紀前半のオリゲネスまで、③三世紀半ばから四世紀初頭のディオクレティ

アヌスの迫害期まで、④コンスタンティヌス帝とエウセビウスの時代、⑤アンブロシウスとアウグスティヌスの時代に分ける見解もある。Vgl. ジョン・ヘルジランド他著／小阪康治訳『古代のキリスト教と軍隊』（教文館、一九八八年、一九三―二〇四頁）。

- (24) Pavlas, Luther und der sogenannte „gerechte“ Krieg, aa.O., S.110. 木寺、前掲『古代キリスト教と平和主義』一四―一五頁。

- (25) Plosch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aa.O., S.79-81. なお、キケロの戦争論について例外的に次の文献などを参照。Andrea Keller, *Cicero und der gerechte Krieg. Eine ethisch-staatsphilosophische Untersuchung*, (Theologie und Frieden Bd.43), Stuttgart 2012.

- (26) アウグスティヌスの戦争観に関する原典史料として、次の箇所を参照。De libero arbitrio (*Corpus Christianorum. Series Latina* XXIX, *Aurelii Augustini Opera pars II*, 2), Turnhout: Brepols 1970, I, 1-5, S.211-218; *Contra Faustum* (*Corpus scriptorum ecclesiasticorum latinorum vol. XXV, Sect. VI, pars D*, Vindobonae: F. Tempisky 1891, XXII, 74-79, S.671-682; Ep.138 (Ad Marcellinum), in: *Corpus scriptorum ecclesiasticorum latinorum vol. XXXXVIII, S. Aureli Augustini Operum, Sectio II, pars III*, Vindobonae: F. Tempisky, 1904, S.126-148; Ep.185 (Ad Bonifacium), Ep.189 (Ad Bonifacium), Ep.220 (Ad Bonifacium), Ep.229 (Ad Darium), in: *Corpus scripto-*

- rum ecclesiasticorum latinorum vol. LVII, S. Aureli Augustini Operum, Sectio II, pars IV*, Vindobonae: F. Tempisky, 1911 (Johnson Reprint Corporation: New York / London 1961), S.144, S.131-137, S.431-441, S.497-498; Sermo 302, in: *Sancti Aureli Augustini Hippoensis episcopi opera omnia, tomus 5*, pars 1 (*Patrologiae cursus completus, series latina* prior, tomus 38), Parisiis: Garnier 1841, S.1385-1393; *Augustinus Episcopus Hippoensis De civitate Dei, Corpus Christianorum series latina XLVII, Aurelii Augustini Opera pars XIV, 1, curaverunt Bernardus Dombart et Alfonsus Kalb*, Turnhout: Brepols Publishers n.v. 2003, III, 9, IV, 4-5, 14-15, XVII, 13, XIX, 7, 12-14, 26-28, XX, 1-2, XXI, 15, XXII, 6, S.70-71, S.101-102, S.110-111, S.578, S.671-672, S.675-682, S.696-701, S.780-781, S.812-813; *Sancti Aureli Augustini Quaestionum in Heptateuchum libri VII* (*Corpus scriptorum ecclesiasticorum latinorum vol. XXVIII, pars II*, Vindobonae: F. Tempisky, 1895, VI, 10, S.428-429, Vgl. 萩野「キリスト教の正戦論―アウグスティヌスの聖書解釈と自然法―」(山内進編著『正しい戦争』という思想、勁草書房、二〇〇六年)。フランクスマ・ベレス「アウグスティヌスの戦争論」(『中世思想研究』通号二七、一九八五年)。
- (27) 近山金次「アウグスティヌスの戦争論」(『世紀(カトリック総合文化誌)』通号三〇、一九五一年、一二頁)。
- (28) Timo J. Weissenberg, *Die Friedenslehre des Augusti-*

mus, *Theologische Grundlagen und ethische Erfüllung*. Stuttgart 2005, S.44-45, S.146-154.

- (29) Plosch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aa.O., S.86, S.91; 荻野、前掲「キリスト教の正戦論」一四〇頁。ペレス、前掲「アウグスティヌスの戦争論」三六〇-三八頁。

- (30) 柴田平三郎「第一章 アウグスティヌスの平和論」『アウグスティヌスの政治思想』未来社、一九八五年、三六七-三六八頁。

- (31) グラティアヌスの正戦論については、次の文献などを参照。伊藤不二男「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色―国際法学説史研究―」、『法政研究』二六・二、一九五九年。渕倫彦「いわゆるグラティアヌスの正戦論について―Decretum Gratiani, Pars 2―」、『比較法史研究』一一、二〇〇三年。

- (32) Plosch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aa.O., S.83, S.89; 柴田平三郎「トマス・アクイナスの正戦論」、『独協法学』八五、二〇一二年、四二頁。確かにアウグスティヌスと教皇グレゴリウス一世によって、教会内部の純化のための戦争という聖戦思想の二つの基盤が創出されたが、それらを後の十字軍思想の本質的な要素と見なすことは危険であり、むしろそれぞれが全く異なる思想的系列に属すると判断すべきである。あるいは、アウグスティヌスから聖戦思想を導き出すことは困難だという見解もある。Vgl. Carl Erd-

mann, *Die Entstehung des Kreuzzugsdenkens*, Darmstadt 1974, S.8, S.27; Heinz-Günther Stobbe, *Religion, Gewalt und Krieg. Eine Einführung*, (Theologie und Frieden Bd.40), Stuttgart 2010, S.215.

- (33) Weissenberg, *Die Friedenslehre des Augustinus*, aa.O., S.161.

- (34) 山内進「十字軍の思想」(ちくま新書、二〇〇三年、七〇-七八頁)。

- (35) 同上、八四頁。

- (36) Lind, *Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg*, aa.O., S.11.

- (37) ジャン・リシャル著／宮松浩憲訳『十字軍の精神』(法政大学出版局、二〇〇四年、五七-六二頁)。八塚春児『十字軍という聖戦―キリスト教世界の解放のための戦い―』(日本放送出版協会、二〇〇八年、三三三頁)。A・ジョーティシュキー著／森田安一訳『十字軍の歴史』(刀水書房、二〇一三年、一五-三九頁)。

- (38) Carl Erdmann, *Die Entstehung des Kreuzzugsdenkens*, aa.O., S.296-306.

- (39) Ebdenda, S.307-317; Jonathan Riley-Smith, *The First Crusade and the Idea of Crusading*, New York 1986, S.45, S.18-21, S.39.

- (40) S. Thomae Aquinatis Doctoris Angelici Summa Theologiae, Cura et studio Sac. Petri Caramello, Cum textu ex recensione Leonina, pars secunda secundae, Torino: Marietti 1962, II-II, q.40, a.1, a.2, a.3, a.4, S.206-211. Vgl. ㄱ

ス・アクイナス著／大鹿一正監訳・大森正樹・小沢孝訳『神学大全一七』(創文社、一九九七年、七八～九二頁)。

- (41) 山崎達也「トマス・アクイナスにおける正戦の論理——共通善と人間性との相関性を創出する論理空間——」(『東洋哲学研究所紀要』一八、二〇〇二年、一八四～一八五頁)。

- (42) トマスが正戦論を執筆する際に、フランスやシチリアでルイ九世やフリードリヒ二世の努力によって武力紛争の沈静化が進展していたのに対して、中央権力の脆弱なドイツではフェーデによる混乱が続いていたことを考慮していたと推定されている。Vgl. Gerhard Beestmölter, *Thomas von Aquin und der gerechte Krieg. Friedensethik im theologischen Kontext der Summa Theologiae, Theologie und Frieden Bd. 4*, Köln 1990, S.96.

- (43) Ebenda, S.26, S.57-63, S.89, S.224-231.

- (44) 柴田、前掲「トマス・アクイナスの正戦論」三六頁。

- (45) トマスが正戦論を唱えた歴史的背景には、ルイ九世による十字軍遠征があるとも推定されている。またトマスは、フリードリヒ二世と教皇との間の争いに対しては、皇帝側に不正があると見ていたので、彼の思想から十字軍などの宗教戦争を完全に否定する立場を見出すことは困難である。Vgl. Beestmölter, *Thomas von Aquin und der gerechte Krieg*, aa.O., S.79, S.98, S.145, S.173-175, S.183-184; Harry Gmür, *Thomas von Aquino und der Krieg. im Beiträge zur Kulturgeschichte des Mittelalters und der Renaissance Bd.51*, Leipzig / Berlin 1933, S.20-28,

S.67; 土井健司『キリスト教は戦争好きか』(朝日新聞出版、二〇〇二年、一六一頁)。

- (46) 柴田、前掲「トマス・アクイナスの正戦論」一五～一九頁、三六頁。

- (47) 松尾佳枝「ラス・カサスの戦争論——国際法思想史の一考察——」(『亜細亜法学』第一八巻第二号、一九八三年)。松森奈津子「野蠻から秩序へ——インディアス問題とサラマンカ学派——」(名古屋大學出版会、二〇〇九年)。伊藤不二男「スアレスの国際法理論」(有斐閣、一九五七年、一五二～一五五頁)。ホセ・ヨンプルト「ビトリアの正当戦争の理論」(『中世思想研究』第四八号、二〇〇六年)。沢田和夫「トマス・アクイナスの正戦論と近世自然法の伝統」(『国際法外交雑誌』五九(四)、一九六〇年、一〇二～一〇八頁)。その主な史料のドイツ語訳は、次の文献に収録されている。Heinz-Gerhard Justenhoven / Joachim Stüben (Hgg.), *Kann Krieg erlaubt sein? Eine Quellensammlung zur politischen Ethik der Spanischen Scholastik (Theologie und Frieden Bd.27)*, Stuttgart 2006.

- (48) ジャン・カルヴァン著／渡辺信夫訳『キリスト教綱要IV／四』(新教出版社、一九六五年、二四五～二四七頁)。出村彰他訳『宗教改革著作集第八巻——再洗礼派——』(教文館、一九九二年、九三～九四頁、二一五～二四七頁、二七三～三三三頁)。デシデリウス・エラスムス著／箕輪三郎訳『平和の訴え』(岩波書店、一九六一年)。

- (49) 南塚信吾編『世界各国史一五——ドナウ・ヨーロッパ史

「(山川出版社、一九九九年、九八頁)。アンドレ・クロー著／濱田正美訳『スレイマン大帝とその時代』(法政大学出版会、一九九二年、三五～八一頁)。

- (50) Stephen Fischer-Galati, "Ottoman Imperialism and the Lutheran Struggle for Recognition in Germany, 1520-1529," in: *Church History* 23 (1954), S.48, S.55-58; ders., *Ottoman Imperialism and German Protestantism 1521-1555*, Cambridge: Harvard University Press 1959, S.13-27.

(51) 河野淳『ハプスブルクとオスマン帝国―歴史を変えた「政治」の発明―』(講談社、二〇一〇年)。

- (52) Peter H. Meurer / Günter Schinder, Die Wandkarte des Türkenzugs 1529 von Johann Haselberg und Christoph Zell, in: *Wiener Geschichtsblätter* 65 (2010), S.23. 稲野強「一六世紀における『トルコ人像』の形成について―『第一次ウィーン包囲』を描いた木版画を手掛かりに―」(群馬県立女子大学紀要)二三、二〇〇二年、一三五頁)。田中英道「デューラーとルター、イスラム世界―その『黙示録』版画研究―」(『美術史学(東北大学大学院文学研究科美学美術史研究室)』二四、二〇〇三年、一五三頁)。

- (53) Kenneth Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," in: *Balkan Studies* 3 (1962), S.133-136; Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, aa.O., S.7; Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, aa.O., S.3; Adolph Kappus, *Das Jahr 1529. Die Türken vor Wien*

und Luther, in: *Die Wartburg* 28 (1929), S.395; Stephen Fischer-Galati, "The Protestant Reformation and Islam," in: Abraham Ascher / Tibor Halasi-Kun / Béla Király (Hrsg.), *The Mutual Effects of the Islamic and Judeo-Christian Worlds: The East European Pattern*, New York 1979, S.58-60.

- (54) Martin Brecht, *Martin Luther* 2. Bd., 3. durchgesehene Auflage, Stuttgart 1990, S.350. ヴァンの研究のすべて、トルコ人に対するルターの対応を、①対トルコ十字軍に代わって悔い改めを説く初期の立場(一五一八―一五二六年)、②対トルコ戦争に対して明確な発言をした時期(一二一八―一五二九年)、③トルコ人を終末論的な敵として強く意識した時期(一五二九年)、④福音とイスラム道徳の違いから、万物の終末に直面して悔い改めを勧告した時期(一五二九―一五四一年)、⑤コーランの理解に努め、それに対する反駁を行った時期(一五四二―一五四三年)という五つの時期に分ける見方があるが、ヴァンにより詳細な区分も存在する。Vgl. Mau, *Luthers Stellung zu den Türken*, aa.O., Bd.1, S.647-662; Ehmman, *Luther, Türken und Islam*, aa.O.

- (55) WA 19, S.662.
(56) WA 26, S.228-229. Vgl. Francisco, *Martin Luther and Islam*, aa.O., S.74.
(57) Kunst, *Martin Luther und der Krieg*, aa.O., S.27-28.
(58) WA 11, S.245-280.
(59) Brecht, *Martin Luther* 2. Bd., aa.O., S.352-353; Choi,

- Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, a.a.O., S.94; John T. Baldwin, "Luther's Eschatological Appraisal of the Turkish Threat in *Eine Heerpredigt wider den Türken*," in: *Andreas University Seminary Studies* 33 (1995), S.194-196; Rudolf Pfister, *Reformation, Türken, und Islam*, in: *Zwingliana* 10-6 (1956), S.362; Hagemann, *Der Islam in Verständnis und Kritik bei Martin Luther*, a.a.O., S.139.
- (60) Brecht, *Martin Luther* 2. Bd., a.a.O., S.353.
- (61) WA 30/2, S.149-159; Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril" a.a.O., S.152.
- (62) WA 1, S.535. Vgl. 『ルター著作集第一集第一巻』(聖文舎)一九六四年「一七八—一七九頁」。
- (63) Erwin Mühlpaupt, *Luthers Denken über Frieden und Gewalt*, in: *Luther* 41, Göttingen 1971, S.21; Brecht, *Luther und die Türken*, a.a.O., S.10. カールス戦争に対する類似の見方は、『早上語録』にも見られる。Vgl. WA TR 2, Nr.1728, S.195.
- (64) Rajashekar, "Luther and Islam: An Asian Perspective," a.a.O., S.181.
- (65) WA 19, S.662. エラスムスへのような誤解をした人であり、それに纏わる研究が残されている。Vgl. Christoph J. Steppich, "Erasmus and the Alleged 'dogma Lutheri' Concerning War against the Turks," in: *Luther-jahrbuch* 78 (2011), S.205-250.
- (66) WA 11, S.251-252. Vgl. Lind, *Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg*, a.a.O., S.30-31; 倉松功「ルター神学とその社会教説の基礎構造——二世界統治説の研究——」(創文社、一九七七年)。永田、前掲「ルターの『皇帝に対する武力抵抗権』」一〇四頁。木部尚志「ルターの政治思想——その生成と構造——」(早稲田大学出版部、二〇〇〇年)。横井徹「ルターにおける政治と宗教」(名古屋大学法政論集)九九、一九八四年、五〇—九六頁。坂本仁作「ルター政治思想研究序説(一)(二)(三)」(法と政治)一一・一二、一九六〇年「一三・一、一九六二年」。成瀬治「ルターと国家権力」(『日本の神学』二、一九六三年)。
- (67) WA 30/2, S.109.
- (68) WA 30/2, S.112.
- (69) Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, a.a.O., S.75, S.79-80.
- (70) WA 30/2, S.110.
- (71) Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril" a.a.O., S.149.
- (72) WA 30/2, S.111.
- (73) Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, a.a.O., S.78; Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, a.a.O., S.85-88.
- (74) Karl Holl, *Luthers Anschauungen über Evangelium, Krieg und Aufgabe der Kirche im Lichte des Weltkrieges*, in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Kirchengeschichte* III, Tübingen 1928, S.151.

- (75) WA 30/2, S.111-112.
- (76) Pawlas, Luther und der sogenannte „gerechte“ Krieg, aa.O., S.116.
- (77) WA 30/2, S.113.
- (78) Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, aa.O., S.8, S.12.
- (79) WA 30/2, S.114.
- (80) WA 30/2, S.115.
- (81) WA 30/2, S.114-115.
- (82) Karl Dietrich Erdmann, *Luther über den gerechten und ungerechten Krieg*, aa.O., S.21; 宮庄, 前掲「ルター・ヘイスラー」五〇頁。
- (83) Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," aa.O., S.141.
- (84) ルターに見られるような、トルコ人の存在がキリスト者の罪に対する神からの罰という見方は、ヨーロッパでは一七世紀中頃まで存続した。Vgl. John Tonkin, "Luther's Writings on the Turks," in: *Luthers Jahrbuch* 71 (2004), S.268. またそれに関連して、次の文献も興味深い内容を含んでいる。Vgl. 羽田功『洗礼が死かルター・十字軍・ユダヤ人』(林道舎、一九九三年)。田中真造「トーマス・ミュンツァーのトルコ人像」(『京都教育大学紀要』九五、一九九九年)。
- (85) George W. Forell, "Luther and the War against the Turks," in: *Church History* 144 (1945), S.261; Hagemann, *Der Islam in Verständnis und Kritik bei Martin*

マルティン・ルターの戦争観

- Luther, aa.O., S.134-140. 当時ルターはイスラム教に関する情報を「ブリクセン司教や枢機卿を務めた神学者ニコラウス・クザヌス(一四〇一―一四六四年)」とフィレンツェ出身のドミニコ会士で中東での滞在経験のあるリコルダ・ダ・モンテ・クロッチェ(一二四三頃―一三二〇年)の著作から、主に獲得していったことが指摘されている。Vgl. Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, aa.O.; Bobzins, „Aber izzt ... hab ich den Alcoran gesehen Lateinisch ...," aa.O., S.268.
- (86) Einmann, *Luther, Türken und Islam*, aa.O., S.275, S.290.
- (87) WA 30/2, S.116.
- (88) Grisils, "Luther and the Turks", aa.O., S.182.
- (89) 宮庄, 前掲「ルター・ヘイスラー」五四頁。
- (90) Miller, "Luther on the Turks and Islam," aa.O., S.79-81.
- (91) WA 30/2, S.116.
- (92) Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril" aa.O., S.161.
- (93) リンハール, 前掲『十字軍の精神』三〇頁、三四頁。
- (94) Hartmut Bobzins, Martin Luthers Beitrag zur Kenntnis und Kritik des Islam, in: *Neue Zeitschrift für Systematische Theologie und Religionsphilosophie* 27 (1985), S.276.
- (95) WA 30/2, S.117-127. Vgl. Brecht, *Martin Luther 2*, Bd. aa.O., S.351.
- (96) Lind, *Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg*, aa.O., S.45.

- (97) WA 30/2, S.129-130.
- (98) Lind, *Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg*, aa.O., S.62; Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," aa.O., S.151.
- (99) Bobzins, Martin Luthers Beitrag zur Kenntnis und Kritik des Islam, aa.O., S.268.
- (100) Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, aa.O., S.74, S.82; Simon, "Luther's Attitude toward Islam," aa.O., S.258.
- (101) WA 30/2, S.193.
- (102) *Eph.* 189, aa.O., S.134.
- (103) WA 19, S.626-627. Vgl. 『ルター著作集第一集第七巻』(聖文舎'一九六六年'五五六頁)。「ハルツェン医学的の比喩は、クリスチanismeの『ブラインホルツ福音書説教』の二〇章三四節に関する解釈と関係している」とか推定されている。Vgl. Walter Köhler, Zu Luthers Schrift „Ob Kriegsleute auch in seligem Stande sein können," in: *Theologische Blätter* 15 (1936), S.263.
- (104) WA 19, S.624. 各々『早上語録』に「ハルツェンルターが、真に勇敢な軍人は論争を好まぬ、寡黙な人物であると考へている」と。Vgl. WA TR 3, Nr.3562, S.414.
- (105) WA 19, S.632-633. Vgl. Kunst, *Martin Luther und der Krieg*, aa.O., S.18-19.
- (106) Gerhard Müller, „Niemand soll sein eigener Richter sein," Luthers Gedanken zu Aufruhr, Krieg und Frieden, in: *Lutherische Monatshefte* 1983, S.514.
- (107) Lamparter, *Krieg und Frieden im Urteil Luthers*, aa.O., S.10.
- (108) WA 30/2, S.130.
- (109) Kunst, *Martin Luther und der Krieg*, aa.O., S.30; Mühlhaupt, Luthers Denken über Frieden und Gewalt, aa.O., S.31; Karl Dietrich Erdmann, *Luther über den gerechten und ungerechten Krieg*, aa.O., S.14; Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, aa.O., S.92; ルートザンマン・ハーゲン著／八巻和彦・矢内義顕訳『キリスト教とイスラーム対話への歩み』(知泉書館'二〇〇三年'一二九頁)。
- (110) WA 19, S.645, S.648, S.651; Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, aa.O., S.90.
- (111) Plösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aa.O., S.145.
- (112) WA TR 1, Nr.282, S.118; WA TR 2, Nr.1941, S.267-268; WA TR 4, Nr.4352, S.249-251.
- (113) WA 30/2, S.173-174.
- (114) Brecht, Luther und die Türken, aa.O., S.15.
- (115) WA 30/2, S.131.
- (116) WA 30/2, S.132.
- (117) WA 30/2, S.145.
- (118) WA 30/2, S.143.
- (119) WA 30/2, S.144.
- (120) WA 30/2, S.148.
- (121) Baldwin, "Luther's Eschatological Appraisal of the Turk-

ish Threat in Eine Heerpredigt wider den Türken," a.O., S.191.

- (122) Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, a.O., S.65-66.

- (123) WA 30/2, S.162.

- (124) Karl-Hermann Kandler, *Luther und der Koran*, in: *Luther 64-1* (1993), S.8.

- (125) ハーゲマン、前掲『キリスト教とイスラーム』一五九頁。

- (126) WA 30/2, S.175.

- (127) WA 30/2, S.180. Vgl. Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, a.O., S.99-100.

- (128) Brecht, *Martin Luther 2. Bd.*, a.O., S.353.

- (129) Lind, *Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg*, a.O., S.67. なお十字軍思想がいつ終焉を迎えたのかについては、研究者の間で見解が分かれ、一般的には一六世紀後半と考えられているが、何人かの学者は、マルタ島がナポレオンによって占領された一七九八年までその運動が続いたと考えている。Vgl. Riley-Smith, *The First Crusade and the Idea of Crusading*, a.O., S.8.

- (130) ただし、ルターの正戦論に懲罰的な復讐戦争を容認する要素を見る研究者もいるが、そのような解釈は若干強引に思われる。Vgl. Plösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, a.O., S.161-163.
- (131) 信条集専門委員会訳『一致信条書』（聖文舎、一九八二年、四五頁）。その解釈については次の文献を参照。

マルティン・ルターの戦争観

Vgl. Planer-Friedrich (Hg.), *Frieden und Bekenntnis. Die Lehre vom gerechten Krieg im lutherschen Bekenntnis*, a.O.

- (132) キャサリン・アレン・スミス著／井本响二・山下陽子訳『中世の戦争と修道院文化の形成』（法政大学出版局、二〇一四年）。その他に中世の戦争観に関する邦語の研究文献としては、次のものなどが挙げられる。山内進『掠奪の法観念史』（東京大学出版会、一九九三年）。櫻井康人『帝国としての『キリスト教国』—普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説—』（『歴史と文化』第四六号、二〇一〇年）。都甲裕文『改革教皇座とビザンツ—十字軍思想の一断面—』（『バルカン・小アジア研究』（東海大学文明研究所）一九、一九九五年）。渡邊浩『中世ヨーロッパにおける『神の平和』』（藤女子大学キリスト教文化研究所編『平和の思想—キリスト教からの再考察—』LITHON、二〇〇八年、七七〜九七頁）。若曽根健治『ウァフエーデの研究—ドイツ刑事法史考—』（多賀出版、二〇〇九年）。ベルンハルト・テップアー著／渡部治雄訳『民衆と教会—フランスの初期「神の平和」運動時代における—』（創文社、一九七五年）。土浪博『ドイツにおける初期「中世平和運動」—ハインリッヒ四世期—』（『橋論叢』九二・六、一九八四年）。
- (133) アウグスティヌスの戦争観と十字軍思想との間の不一致については、次の箇所を参照。Vgl. Stobbe, *Religion, Gewalt und Krieg. Eine Einführung*, a.O., S.212. なお、戦場で無実な人を直接意図的に殺害することを禁じるア

ウグスティヌス・トマス的な伝統と、非戦闘員に対する不可侵の原則を堅持する騎士のエートスとを分けて考え、ヴィトリアにおいて両者の思想が合流したと見なす見解がある。なお上述のように、トマスと十字軍との関係は否定¹³⁵⁾。Vgl. Beestermöller, *Thomas von Aquin und der gerechte Krieg. Friedensethik im theologischen Kontext der Summa Theologiae*, aa.O., S.152-155, S.173-175.

- (131) WA 30/2, S.110, S.123, S.124; Pösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aa.O., S.138-139; Miller, "Fighting Like a Christian," aa.O., S.44.

- (132) Ernst Troeltsch, *Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen* (Gesammelte Schriften von Ernst Troeltsch, 1Bd.), Aalen 1961, S.13.

- (136) Stünkel, *Das Friedensverständnis Martin Luthers*, aa.O., S.13. Pösch, *Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther*, aa.O., S.106, S.111, S.131, S.163. 国家と国民との関係について、ルターとトマスの相似点が指摘¹³⁷⁾。Vgl. ebenda, S.37.

- (137) エルトマンは、ルターとトマスの戦争観の類似点を指摘しつつも、後者には、自然法から導き出された防衛戦争を根拠づける視点が乏しく、懲罰戦争としての攻撃戦争へと発展する余地が残されている点で、両者の戦争観の微妙な違いを指摘¹³⁸⁾。Vgl. Karl Dietrich Erdmann, *Luther über den gerechten und ungerechten Krieg*, aa.O., S.24-25. また両者の間の差異は、異教徒に対する軍

事行動についての見方にも認められる。Vgl. Miller, "Fighting Like a Christian," aa.O., S.48. なおケルチの三つの類型については、以下の箇所を参照: Troeltsch, *Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen*, aa.O., S.967.

- (138) Lamparter, *Krieg und Frieden im Urteil Luthers*, aa.O., S.56.

- (139) Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, aa.O., S.159.

- (140) なお、ルターの戦争観は、直接的な神の命令を根拠にして戦闘の正当化を導き出していない点において、中世の神学あるいはリネンシアーの思想とは大きく異なっている¹³⁹⁾。Pawlas, *Luther und der sogenannte „gerechte“ Krieg*, aa.O., S.115.

- (141) Johannes Wallmann, *Luthers Stellung zu Judentum und Islam*, in: *Luther* 57-2 (1986), S.56.

- (142) Gregory Miller, *Holy War and Holy Terror: Views of Islam in German Pamphlet Literature, 1520-1545*, PhD. Dissertation Boston University 1994, S.299-300. なお、シュマルカルデン戦争期におけるプロテスタント側による宣伝のために用いられた言説を分析し、宗教戦争が勃発した要因の一部を明らかにした邦語の研究が公刊されている。Vgl. 蝶野、前掲『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制』一六〇—一八二頁。

- (143) 例えは次の文献などは参考に¹⁴⁰⁾。Vgl. Pfister, *Reformation, Türken, und Islam*, aa.O., S.345-375; Emdido

Campi, "Early Reformed Attitudes towards Islam," in:
Theological Review of Near East School of Theology 31
(2010), S.131-151.